

第 1 0 0 回定例会

南 部 町 議 会 会 議 録

令和 3 年 3 月 2 日 開会

令和 3 年 3 月 12 日 閉会

南 部 町 議 会

第 100 回南部町議会 定例会会議録目次

第 1 号（3月2日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会及び開議の宣告	3
○議会運営委員会委員長の報告	3
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	4
○町長提出議案提案理由の説明	5
○散会の宣言	11

第 2 号（3月3日）

○議事日程	13
○本日の会議に付した事件	13
○出席議員	13
○欠席議員	14
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	14
○職務のため出席した者の職氏名	14
○開議の宣告	15
○一般質問	15
中 舘 文 雄 君	15
久 保 利 樹 君	28

夏堀嘉一郎君	36
○散会の宣告	40

第 3 号（3月4日）

○議事日程	43
○本日の会議に付した事件	43
○出席議員	43
○欠席議員	44
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	44
○職務のため出席した者の職氏名	44
○開議の宣告	45
○一般質問	45
川守田 稔 君	45
坂本 典男 君	50
西野 耕太郎 君	56
○散会の宣告	59

第 4 号（3月5日）

○議事日程	61
○本日の会議に付した事件	62
○出席議員	62
○欠席議員	63
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	63
○職務のため出席した者の職氏名	63
○開議の宣告	64
○報告第3号の上程、説明、質疑	64
○報告第4号の上程、説明、質疑	65
○報告第5号の上程、説明、質疑	66

○議案第2号から議案第17号の上程、委員会付託	67
○議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決	67
○議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決	69
○議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決	70
○議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決	71
○議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決	72
○議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決	74
○議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決	76
○議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決	77
○議案第26号及び議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決	78
○議案第28号から議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決	80
○議案第32号及び議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決	82
○議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決	84
○散会の宣言	91

第 5 号（3月12日）

○議事日程	93
○本日の会議に付した事件	94
○出席議員	94
○欠席議員	94
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	94
○職務のため出席した者の職氏名	95
○開議の宣告	96
○議案第2号から議案第16号の委員長報告、討論、採決	96
○議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決	97
○議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決	100
○議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決	102
○議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決	105
○議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決	107

○議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 9
○議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 0
○議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 2
○常任委員会報告	1 1 4
○委員会の閉会中の継続調査	1 1 4
○日程の追加	1 1 4
○町長追加提出議案提案理由の説明	1 1 5
○議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 7
○議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 8
○議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 9
○議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 0
○議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 0
○閉会の宣告	1 2 1
○署名議員	1 2 5

令和 3 年 3 月 2 日（火曜日）

第 1 0 0 回南部町議会定例会会議録

（第 1 号）

第100回南部町議会定例会

議事日程（第1号）

令和3年3月2日（火）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出議案提案理由の説明

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

2番	松 本 啓 吾 君	3番	久 保 利 樹 君
4番	夏 堀 嘉一郎 君	5番	坂 本 典 男 君
6番	滝 田 勉 君	7番	西 野 耕太郎 君
8番	山 田 賢 司 君	9番	八木田 憲 司 君
10番	中 舘 文 雄 君	11番	工 藤 正 孝 君
12番	夏 堀 文 孝 君	13番	沼 畑 俊 一 君
14番	根 市 勲 君	15番	馬 場 又 彦 君
16番	川守田 稔 君		

欠席議員（1名）

1番 工 藤 愛 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	佐々木 俊 昭 君
総 務 課 長	久保田 敏 彦 君	企画財政課長	金 野 貢 君
交流推進課長	松 原 浩 紀 君	税 務 課 長	下井田 耕 一 君

住民生活課長	岩間雅之君	健康福祉課参事	福田勉君
農林課参事	東野成人君	商工観光課長	元沢清則君
建設課長	松橋悟君	会計管理者	野月正治君
医療センター参事	佐々木大君	市場長	馬場均君
教育長	高橋力也君	学務課参事	中村貞雄君
社会教育課参事	佐々木高弘君	農業委員会事務局長	夏堀勝徳君

職務のため出席した者の職氏名

事務局参事	中里司	班	長	小林京子
総括主査	坂本裕昭			

◎開会及び開議の宣告

○議長（夏堀文孝君） これより第100回南部町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（夏堀文孝君） ここで議会運営委員長から、本定例会の運営について議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長、根市勲君。

（議会運営委員会委員長 根市勲君 登壇）

○議会運営委員会委員長（根市勲君） おはようございます。

去る2月19日、議会運営委員会を開催し、第100回定例会の運営について協議しましたので、決定事項をご報告します。

本定例会に付議されました事件は、町長提出の案件が報告3件、令和3年度当初予算16件、条例など17件、令和2年度補正予算8件の議案44件であります。令和3年度各会計予算につきましては、予算特別委員会を設置し審査を付託することにしました。そのほかの案件として常任委員会の報告などがあります。

一般質問は6名から通告があり「一般質問通告一覧表」のとおり行うことにしました。

以上のことを踏まえて、本定例会の会期は、本日、3月2日から3月12日までの11日間としました。なお、会期中、3月6日、7日は休日のため、3月8日、11日は議案熟考、3月9日、10日は予算特別委員会のため休会にします。

以上のとおり決定しましたので、理事者並びに議員各位のご協力をよろしくお願いします。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（夏堀文孝君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、9番八木田憲司君、10番中舘文雄君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（夏堀文孝君） 日程第2「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり、本日、3月2日から12日までの11日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

会期は、本日から3月12日までの11日間に決定いたしました。

お諮りします。ただいま決定されました11日間の会期中、3月6日、7日は休日のため、8日、11日は議案熟考のため、9日、10日は予算特別委員会による予算審査のため、休会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

ただいまの6日間は、休会とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（夏堀文孝君） 日程第3「諸般の報告」をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

なお、監査委員より、令和2年度定期監査の結果について報告がありましたので、その写しも併せて配布しております。

本定例会の上程は、町長提出の案件が報告3件、議案は令和3年度予算16件、条例等17件、令和2年度補正予算8件、ほかに常任委員会報告などがございます。日程によりそれぞれ議題いたします。

◎町長提出議案提案理由の説明

○議長（夏堀文孝君） 日程第4「町長提出議案提案理由の説明」を求めます。

町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、定例会の開会にあたりまして、ごあいさつと提案理由の概要について、ご説明を申し上げます。

本日招集の第100回南部町議会定例会を開会するにあたり、議員各位には何かとご多忙のところご出席をいただき、提出案件につきましてご審議を賜りますことに、厚く御礼申し上げます。

議案の説明の前に、町政の諸般の概要についてご報告申し上げます。

まずは、先月17日に開始されました医療従事者を対象とする「新型コロナウイルス感染症ワクチンの先行接種」であります。国民の皆様のワクチン接種に対する感染収束の切り札としての期待感もより一層高まったものと感じているところであります。

しかしながら、ワクチンの効果は感染そのものを防ぐものではなく、発症や重症化を防ぐためのものであるとのことでありますので、引き続き慎重な行動が求められるところでもあります。

また、日本国内におけるワクチンの安定的な供給に見通しが立たないことから、当初、4月1日以降とされておりました高齢者の接種も、4月12日開始とずれ込む形で計画が見直されたところでもあります。

政府には、先行接種で得られた知見や課題点などについて、正確で迅速な情報の提供をお願いするとともに、職員には、当町におけるワクチン接種が着実に進められるよう、万全の態勢を構築することを指示しており、本日はぼたんの里において、明後日、4日には健康センターにおきましてワクチン接種のリハーサルを行い、本番に向けての課題を洗い出し、改善してまいりたいと考えておりますので、議員各位並びに関係各位のご指導、ご協力をお願い申し上げる次第であります。

今年は、県南地方に春を呼ぶ「南部地方えんぶり」が中止されたほか、町内各地で行われております、春祈祷の行事も中止や開催方法の変更を余儀なくされたと伺っております。

昨年来、さまざまな行事やイベントが中止や延期、または、規模が縮小され、町民の皆様におかれましても、閉塞感が漂う日々をお過ごしのことと拝察しております。町といたしましても、各種イベントなどについて、中止や延期一辺倒から、新しい生活様式のもと、どのようにすれば参加者の安全・安心を確保しながら開催することができるのか、検討していかなければならないと考えているところであります。

さて、令和2年度も残すところ一月となりました。通常業務に新型コロナへの対策が加わり、いつも以上に月日が経過する早さを実感しているところであり、職員には今年度の事務事業を滞りなく完了し、令和3年度への円滑な移行を指示いたしました。

また、あいさつをしっかりと交わし合い、良好なコミュニケーションの職場環境のもと、心身ともに健康な状態で職務に励み、自らの役割を果たすことにより組織能力の最大化を図ることを求めたところでもあります。

町内の中学校で行われた立志式では「一人の人間として社会の役に立てる大人になりたい」、「人の痛みに寄り添い、誰かの支えになれるような自分を目指す」といった、自らの将来に対する思いの込められた素晴らしい決意文が発表されたことを新聞紙面で拝見したところであり、職員一人ひとりにも、役場に採用された時の志を今一度思い出すことで「全体の奉仕者として、町民の視点に立ち、町民の皆様の期待と信頼にお応えすることができる職員」となれるよう、日々、研鑽に努めていくことを期待するものであります。そして、私もまた、初心に立ち返り「町民とのキャッチボール対話」によって得られる情報やご要望等に真摯に向き合うことはもちろんのこと、今般のコロナ禍において議員各位のご理解をいただきながら取り組んでまいりました町独自の経済対策事業のように、必要な時に必要な対策を、使命感をもって講じていくことで町民の皆様の日々の生活と町内における社会経済活動を安定的に支え、南部町の町民であることに心から幸せを実感いただけるような施策を展開してまいりたいと考えておりますので、引き続き議員

各位並びに町民の皆様のご指導、ご協力をお願い申し上げる次第であります。

それでは、本定例会に提出いたしました案件であります。報告3件、令和3年度南部町一般会計及び各特別会計予算案16件、条例の制定等17件、令和2年度南部町一般会計及び各特別会計補正予算案が8件の、合わせて44件でございます。

順にご説明を申し上げ、審議のご参考に供したいと存じます。

まず、報告第3号から第5号までの報告3件「専決処分した事項の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）」を、ご説明いたします。報告第3号「南部町新庁舎建設工事」、報告第4号「昼ノ前・名久井小学校線道路改良舗装工事」及び、報告第5号「新庁舎車庫・倉庫建設工事」の、以上3件の工事における請負金額の追加変更契約の締結について専決処分したものを、地方自治法の規定に基づきご報告させていただくものであります。

次に、議案第2号「令和3年度南部町一般会計予算」から、議案第17号「令和3年度南部町名久井岳財産区特別会計予算」までの当初予算についてであります。本職からは予算の編成方針と一般会計予算の概要についてご説明申し上げます。

令和3年度の予算編成にあたりましては、当町の財源の大部分を占める普通交付税について、総務省の概算要求における地方交付税の減額率から推計したところ、約一億円程度の減額が見込まれるほか、新型コロナウイルス感染症の影響により町民税の減収が見込まれるなど、非常事態ともいえる危機的財政状況になることが予測されることから、年間総合予算とすることなどの例年どおりの留意事項のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を勘案し、既存事業を見直しするとともに、新たに必要となる経費を精査することや、多額の一般財源の減額が見込まれることから、新規事業への着手や既存事業の拡充は原則認めないこととしたところであります。

また、歳出全般について、町民ニーズの的確な把握や客観的な根拠に基づき、費用対効果を踏まえた事業の優先順位付けを行うことなどを求め、真に必要な施策に重点的に予算を配分することを基本姿勢として編成を進めてまいりました結果、一般会計予算の総額は、102億7,000万円となり、前年度と比較しますと、新庁舎建設工事の終了等により32億2,700万円の減額、率にして23.95%の減となっております。

以上、概要のみの説明とさせていただき、各会計当初予算の詳細につきましては、議案審議の際、改めて、企画財政課長及び各担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第18号「南部町課設置条例の一部を改正する条例の制定について」であります。複雑多様化する、保健・福祉・介護・子育てに対する町民のニーズに的確に対応するとともに、

より効果的に施策を推進する観点から、健康福祉課を二課体制に移行させ、福祉介護課及び健康こども課を設置するものであります。

次に、議案第19号「南部町集会所条例の一部を改正する条例の制定について」であります、移転新築した福地第8分団屯所に、垵渡地区の集会施設を併設させたことに伴い、別表から垵渡研修館を削除するほか、今年度、上名久井地区に建設中の集会施設を新たに追加するものであります。

次に、議案第20号「南部町消防施設条例の一部を改正する条例の制定について」であります、福地第8分団屯所の移転新築等に伴い、消防施設の位置を改めるものであります。

次に、議案第21号「南部町固定資産評価審査委員会条例及び南部町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります、国が進めている押印見直しによる行政手続きの簡素化を推進し住民の負担軽減等を図るため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第22号「南部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」であります、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、傷病手当金の支給事由である新型コロナウイルス感染症の定義を規定し直すため、所要の改正を行うものであります。また、附則において「南部町国民健康保険税条例」等、二つの条例について同様の改正を行うものであります。

次に、議案第23号「南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」であります、第8期介護保険事業計画に基づき、今後3年間の介護保険料について現行の保険料と同額に定めるとともに、保険料の軽減措置を引き続き実施するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第24号「南部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について」であります、厚生労働省令の一部改正に伴い、指定地域密着型サービス等における感染症対策及び業務継続に向けた取組の強化並びに高齢者虐待防止の推進などについて、それぞれの条例に規定を整備する必要性が生じたため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第25号「南部町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について」であります、道路法施行令の一部改正に伴い、固定資産税評価額の評価替えや地価に対する賃料の水準の変動等を反映し、道路占用料の額を改めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第26号「町道の路線認定について」及び議案第27号「町道の路線変更について」であります、一般県道苫米地兎内線交通安全施設整備事業の工事完了に伴い、既存路線を二つの路線に分けて認定及び変更するとともに、移管される旧県道を公益性の観点から町道として管理

することが望ましいことから、町道として新たに認定することについて道路法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第28号から第31号「指定管理者の指定について」であります。令和3年3月31日に指定期間が満了する公共施設及び今年度建設中の集会施設の管理運営を効果的、かつ、効率的に行わせるため、指定管理者を指定するものであります。

次に、議案第32号「青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合規約の変更について」及び議案第33号「青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について」であります。十和田地区環境整備事務組合が、令和3年3月31日をもって解散することに伴い、組合を組織する地方公共団体の数の減少と組合規約の変更について、また、青森県市町村総合事務組合が共同処理する事務の変更について、地方自治法の規定に基づき関係地方公共団体と協議する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第34号「新町建設計画の変更について」であります。東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部改正に伴い、合併特例債の発行可能期間が5箇年度延長されたことから、引き続き有効活用し、地域の均衡ある発展等を図るため、計画期間を令和7年度まで5箇年度延長するなど、新町建設計画を変更するものであります。

※8番 山田賢司君 着席

○町長（工藤祐直君） 次に、議案第35号「令和2年度南部町一般会計補正予算（第11号）」であります。国の第3次補正予算に対応し、令和3年度以降に計画していた町道整備事業、小中学校の空調設備整備事業、コンビニ収納対応推進事業を前倒しして実施するための経費として、総額1億3,080万6,000円を計上するとともに、新型コロナウイルスワクチンの接種をスムーズに行えるよう、事前に16歳以上の全町民を対象としたアンケートを行うための経費として、203万2,000円を計上したほか、今年度事業費の決算見込みに基づく不用額を減額するなど、歳入歳出予算の総額から4億2,748万円を減額し、予算の総額を160億2,781万2,000円とするものであります。

次に、議案第36号「令和2年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第2号）」であります。新型コロナウイルスの影響による学校行事等の中止に伴い、給食提供日数が増えたことなどから賄材料費を増額し、歳入歳出予算の総額に273万7,000円を追加し、予算の総額を1億

8,648万7,000円とするものであります。

次に、議案第37号「令和2年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算（第1号）」であります。会計年度任用職員の任用者数が募集人数より少なかったことに伴い、人件費1,315万円を減額するなど、歳入歳出予算の総額から2,775万3,000円を減額し、予算の総額を6,746万3,000円とするものであります。

次に、議案第38号「令和2年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」であります。医療センターの資機材の整備に対する繰出金について、整備事業費の確定に伴う不用額625万4,000円を減額するなど、歳入歳出予算の総額から833万1,000円を減額し、予算の総額を24億20万6,000円とするものであります。

次に、議案第39号「令和2年度南部町介護保険特別会計補正予算（第3号）」であります。介護保険給付費の決算見込みに伴う不用額1,904万円を減額するなど、歳入歳出予算の総額から2,578万3,000円を減額し、予算の総額を28億434万3,000円とするものであります。

次に、議案第40号「令和2年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」であります。後期高齢者医療広域連合に対する、保険基盤安定負担金の確定に伴う不用額933万5,000円を減額するなど、歳入歳出予算の総額から1,062万4,000円を減額し、予算の総額を2億5,820万6,000円とするものであります。

次に、議案第41号「令和2年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」であります。下水道建設事業費の確定に伴う工事請負費の不用額2,200万円を減額するなど、歳入歳出予算の総額から2,801万2,000円を減額し、予算の総額を2億7,179万円とするものであります。

次に、議案第42号「令和2年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」であります。処理場等の施設管理業務委託料の確定に伴う不用額400万円を減額するなど、歳入歳出予算の総額から744万円を減額し、予算の総額を2億5,816万円とするものであります。

以上、本定例会に提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、また、ご質問に応じまして、本職はじめ副町長、教育長、担当課長より詳細にご説明いたしますので、慎重審議の上、何卒、原案のとおりご議決を賜りますようお願い申し上げます。

なお、会期中に「南部町教育委員会委員の任命」、「南部町固定資産評価審査委員会委員の選任」、「南部町大字上名久井財産区管理会委員の選任」、「南部町大字平財産区管理会委員の選任」、「南部町大字平字下平外14字財産区管理会委員の選任」についての人事案件を追加させていただきたいと思いますので、付け加えさせていただき提案理由の説明といたします。

よろしくお願いいたします

○議長（夏堀文孝君） 町長提出議案提案理由の説明が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（夏堀文孝君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

3月3日は、午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会いたします。

（午前10時31分）

令和 3 年 3 月 3 日（水曜日）

第 1 0 0 回南部町議会定例会会議録

（第 2 号）

第100回南部町議会定例会

議事日程（第2号）

令和3年3月3日（水）午前10時開議

第 1 一般質問

10番 中 舘 文 雄

1. 新型コロナウイルス感染症対策に関わる今後の町としての対策及び医療センターの取り組みについて
2. 当町の小中学校におけるバリアフリー化の現状と取り組みについて
3. 少子化対策として進める内閣府の補助金制度を最大限に活用するために、当町に「結婚新生活支援事業」の設置と取り組みの必要性について

3番 久 保 利 樹

1. コロナ禍における南部町の人口減少、関係人口対策について
2. ジュノハート、デビュー2年目の栽培管理について

4番 夏 堀 嘉一郎

1. 教訓が生かされるまちづくりについて

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

2番	松 本 啓 吾 君	3番	久 保 利 樹 君
4番	夏 堀 嘉一郎 君	5番	坂 本 典 男 君
6番	滝 田 勉 君	7番	西 野 耕太郎 君
8番	山 田 賢 司 君	9番	八木田 憲 司 君
10番	中 舘 文 雄 君	11番	工 藤 正 孝 君
12番	夏 堀 文 孝 君	13番	沼 畑 俊 一 君
14番	根 市 勲 君	15番	馬 場 又 彦 君

16番 川守田 稔 君

欠席議員（1名）

1番 工 藤 愛 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	佐々木 俊 昭 君
総 務 課 長	久保田 敏 彦 君	企画財政課長	金 野 貢 君
交流推進課長	松 原 浩 紀 君	税 務 課 長	下井田 耕 一 君
住民生活課長	岩 間 雅 之 君	健康福祉課参事	福 田 勉 君
農 林 課 参 事	東 野 成 人 君	商工観光課長	元 沢 清 則 君
建 設 課 長	松 橋 悟 君	会 計 管 理 者	野 月 正 治 君
医療センター参事	佐々木 大 君	市 場 長	馬 場 均 君
教 育 長	高 橋 力 也 君	学 務 課 参 事	中 村 貞 雄 君
社会教育課参事	佐々木 高 弘 君	農業委員会事務局長	夏 堀 勝 徳 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 参 事	中 里 司	班 長	小 林 京 子
総 括 主 査	坂 本 裕 昭		

◎開議の宣告

○議長（夏堀文孝君） これより第100回南部町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（夏堀文孝君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は3回までとし、制限時間は質問、答弁を合わせて60分以内とします。なお、制限時間5分前になりましたらチャイムでお知らせします。質問者並びに答弁者は簡潔明瞭にご発言願います。なお、通告外の質問は行わないようお願いします。

これより通告順に順次発言を許します。

10番、中舘文雄君の質問を許します。中舘文雄君。

（10番 中舘文雄君 登壇）

○10番（中舘文雄君） おはようございます。

本定例会は、南部町誕生してから、回を重ね100回目を数える、節目の議会となりました。私自身、議会活動をスタートして9年6か月となり、今回の一般質問の機会は37回目となりました。質問の機会を与えてくださり、共に歩んできた同僚議員の皆様にも改めて感謝を申し上げます。

これまでも、町の抱えている諸問題について、町民の代表として、いろいろな角度から調査、研究をしながら質問をしてまいりました。改革によって、また改善によって、今より町民の福祉向上に、地域の活力のある発展につながるのではないかと。また、政策の中に、今一步踏み込んだ効果を上げるために、何か方策があるのではないかと、質問を通じて、また答弁を受けながらの議員活動だったと思っております。

今定例会に臨むに当たり、私は次の3項目に関する質問をしてまいります。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策に関わる問題であります。

今日までも、各種支援事業を実施し、町民への支援体制を構築しておりますが、いまだに先行きを見通せない状況が続いております。新しい生活様式が叫ばれる中、今日までの支援状況を勘案し、考えられる支援、また、これまでの行政運営を維持しながら、新たな政策の取組についてお聞きするとともに、今後町民に対するワクチン接種やコロナ禍の中での体調管理など、医療センターの存在が、町民のよりどころとしては、大きなものがあると思います。これまでも抗原検査体制の構築やPCR検査等の対応については周知されておりますが、改めて新型コロナウイルス感染症対策に関わる今後の町としての対策及び医療センターの取組について、次のことを質問いたします。

1点目は、今後の町民の新生活様式を維持するために、町としての支援または政策をどのように考えているのかお尋ねいたします。

2点目は、町民の安心、安全な生活様式を支えるために、医療センターの果たす役割と運営方法についてお尋ねいたします。

次に、昨年5月に成立した改正バリアフリー法に、公立小中学校のバリアフリー化が義務づけられました。全国の調査結果は昨年報道されておりました。そこで、当町の小中学校におけるバリアフリー化の現状と取組について、次のことを質問いたします。

1点目は、町内の小中学校で義務付けられている、バリアフリー化に対する現状についてお尋ねいたします。

2点目は、今後の対策についてお尋ねいたします。

次に、叫ばれて久しい少子化問題についてであります。

当町でも、子育て世代への支援体制はいろいろな事業が実施されて、効果が挙げられております。医療費無料化や給食費無料化、また住宅地の安値での販売など、他自治体に先んじての取組は、まさに町民として誇れるものではありませんが、人口減少傾向に歯止めはかかりません。全国的なことであり、人口減少はとどまることはありません。各自治体でも、自然現象による人口減少に対する政策に苦慮していると言わざるを得ません。それらの対策の一つとして、当町でも、住宅団地の整備等により対策を講じているわけですが、効果は限定的であると思われます。

そうした中で、結婚された方への住宅支援や、子育て中の家族への支援は政策として、形として支援体制が構築されますが、独身の若者世代への政策としての取組はなかなか難しいものがあると思われます。毎年取りまとめられている教育委員会の評価報告書の中でも、社会教育事業の実施に当たり、若者の事業への参加等に苦労が見受けられます。私自身も、若者を中心とした行

事等に接するのは、成人式会場と、地元で実施されている夏祭りを中心となって取り仕切っている場所での姿ぐらいになったかもしれません。

町には、青年団組織や各種団体の青年部組織はあると思いますが、ぜひ町の政策の中に、若者の活動する場、または活動する組織を支援する政策が必要ではないかと思われます。県でも少子化対策は打ち出されておりますが、そうした中で、内閣府では、少子化対策の一環として、新生活にかかる費用について、補助金の倍増の検討を始めました、各自治体への補助額の引上げも併せて検討が始まりましたので、当町としても検討の余地があると思います。ただし、実施には町として支援事業を実施することの条件が付いておりますので、このことから、少子化対策として進める内閣府の補助金制度を最大限に活用するために、当町に「結婚新生活支援事業」の設置と取組の必要性について、次のことを質問いたします。

1点目は、当町の対象者の把握と対策についての現状について、どのような認識を持っておられるのかお尋ねいたします。

2点目は、縁結びの支援体制の構築と対策について、どのように考えておられるのかお尋ねいたします。

以上、通告してまいりました、コロナウイルス感染症対策問題に対する町の対策、小中学校でのバリアフリー化への対応、併せて少子化問題への対策と質問してまいりました。町長並びに関係者の答弁を求め、質問を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、中舘文雄議員にお答えを申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症対策に関わる今後の町としての対策についてであります、厚生労働省における新型コロナウイルス感染症専門家会議では、これまでも、感染拡大を食い止めるために、徹底した新しい生活様式への行動変容の重要性を訴えております。町としまして、この専門家会議の提言を基本として、今後も新しい生活様式の定着・持続を図っていただくよう、町民に対して呼びかけを行ってまいります。

また、町では去る1月22日、健康福祉課内に「新型コロナウイルスワクチン接種事業対策室」を立ち上げ、ワクチンが供給され次第、早期に接種を開始できるよう、準備を行っているところであります。

町民へのワクチン接種に際しては、接種会場の混雑が見込まれることから、今月中に16歳以上の全町民を対象とした「ワクチン接種を受ける予定の有無」と「接種する場合の希望する会場」についてアンケート調査を行うこととしております。その状況を把握した上で、スムーズな接種が行えるよう準備には万全を期すほか、ワクチン接種による効果や副反応などに対する不安をできるだけ解消し、安心してより多くの方々に接種していただくよう努めてまいりたいと考えております。

一方で、昨年来、不特定多数の方が集まるイベントや講演会、研修会などの開催につきましては、国のガイドラインに沿って検討し、その結果、残念ながら感染拡大防止、人命優先の考えのもと、多くの催事が中止や延期、または縮小を余儀なくされたところであります。このため、来年度の事業実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を行った上でイベント等が実施できるよう、実施方法の見直しや新たに必要となる経費について検討し、令和3年度当初予算編成を行ったところであります。

編成した予算案につきましては、本定例会へ提案させていただいておりますが、新型コロナウイルスによる影響はいまだ長丁場の様相を呈しておりますとともに、先ほど申し上げましたワクチン接種が予定どおりに進んでいくのか、また第4波の感染拡大や変異株による影響など、現段階では想定できない事案が生じる可能性もございます。そのような中で、今後も町民の皆様の生命・健康と生活を守るため、また、事業者や住民の雇用を守るため必要な支援につきましては、補正予算を編成するなどして適時適切に、そして機動的に対応してまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症対策に対する医療センターの果たす役割と運営方法についてであります。医療センターでは、地域に必要な医療を提供し、町民の生命と健康を守るため事業を進めているところであります。

新型コロナウイルス感染症対策として、1点目は、院内感染発生を防ぐこと。2点目は、感染者の早期発見を図ること。3点目は、感染患者への医療提供を行うこと。以上の3点が特に重要であると認識して業務を遂行しているところであります。

まず、1点目の院内感染発生を防ぐことにつきましては、外来患者と来院者に対しての検温チェック。また、発熱者に対しては、発熱外来を設置し、他の来院者との接触を防ぐべく、動線を別にして診察をできる体制をとっております。そのほか、感染地域等からの来院者につきましては、抗原検査及びPCR検査を義務づけております。

2点目の感染者の早期発見を図ることについては、抗原検査及びPCR検査ができる体制をと

っております。

当町の医療センターは、両方の検査体制を整えている公立病院として、厚生労働省に届出をしている県内唯一の公立病院であることから、接触に疑いを感じる方や町内外からの旅行者の方などの不安解消につながっております。また、検査が即日判定できることから、保健所との情報提供など迅速な対応に、関係機関から多大な評価をいただいております。

3点目の感染患者への医療提供を行うことにつきましては、現在医療センターではコロナ病床4床を準備し、軽症患者及び中等症患者を受入れすることができます。感染拡大防止の一助になると思っております。

なお、医療センターにおきましては、三戸郡内においても抗原検査、そしてまたPCR検査、さらにコロナ病床4床、こういう体制でとっている、郡内の病院は当医療センターのみだというふうに思っております。そういう部分では非常に医療センターが、今回のワクチン対応については大きな力となっていていただいているところでございます。

以上、現在の新型コロナウイルス感染症対策として行っております主な業務であります。日々感染状況が変化していることから、厚生労働省、各保健所などの関係機関と連携を図りながら、町民の生命と健康を守るため、迅速な対応と対策を進めていきたいと考えております。

また、安全で安心かつ良質な保健医療体制を実現していくことには、救急医療や回復リハビリ、在宅医療に至るまで、環境や実情に応じた医療提供体制を確保し、基幹病院としての役割を果たしてまいりたいと考えております。

次に、小・中学校におけるバリアフリー化の取組についてお答え申し上げます。

バリアフリー化の取組につきましては、学校関係ということで、教育委員会のほうから答弁をさせたいと思います。

次に、少子化対策として進める、内閣府の補助金制度を最大限に活用するために、当町に「結婚新生活支援事業」の設置と取組の必要性についてお答え申し上げます。

「結婚新生活支援事業」は、少子化対策の強化を図ることを目的として、結婚を希望していても経済的理由により結婚に踏み切れない若者に対し、住宅賃借費用または婚姻に伴う住宅取得費用、引越費用を支援する国の補助事業でございますが、当町におきましても、少子化対策を推進するには、子育てに優しいまちづくりとともに、婚姻者数の増加を図っていくことが重要であり、結婚を後押しするためにも、結婚に伴う新生活を経済的に支援していくことが必要であると考え、国の「結婚新生活支援事業」を活用し、令和3年度当初予算に計上させていただいております。

当町の対象者の把握と対策についての現状については、国の対象要件に、対象者の婚姻日における年齢・所得の制限が設けられており、令和２年度の要件としましては、婚姻時に夫婦共に34歳以下であり、世帯の所得が340万円未満であることとされておりますが、国においては、令和３年度の実施に向け、この要件を緩和する方向で調整していると伺っておりますので、当町といたしましても、国の要件に合わせ事業を実施してまいりたいと考えております。

参考までに、過去３年間の婚姻日に、当町に夫婦の双方またはどちらかが住民登録していた組数及び本事業の対象となる組数は、平成29年度、66組のうち10組。平成30年度、55組のうち6組。令和元年度、56組のうち7組となっております。

今後の対応といたしましては、子育て支援策などと併せ、結婚に対する支援も充実している南部町を、特に若い世代の方から移住・定住先として選んでいただけるよう、ホームページ・SNSなどを活用しながら情報を発信してまいりたいと考えております。

次に、縁結びの支援体制の構築と対策についてであります。縁結び関連の支援につきましては、町で実施してきた婚活イベントのほか、八戸圏域連携中枢都市圏で縁結び支援事業協議会を立ち上げ、マッチングイベントやセミナーを開催しております。また、来年度からは、県が主体となり、市町村・民間団体の共同により、「あおもり出会いサポートセンター」を運営することとしており、関係機関が一丸となって、結婚を希望する出会いの機会づくりを支援していくこととしております。

今後も、縁結びの支援につきましては、町独自の事業のほか、県及び近隣市町村とも連携しながら、オンラインの活用などにより多くの方から参加いただけるよう対策を講じてまいりたいと考えておりますので、議員各位にもさらなるご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 教育長。

（教育長 高橋力也君 登壇）

○教育長（高橋力也君） 私のほうからは、小・中学校におけるバリアフリー化の取組についてお答え申し上げます。

まず、学校施設におけるバリアフリー化についてであります。昨年５月に公布された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、いわゆる「バリアフリー法」が一部改正

され、令和3年4月以降に新築等がされる小・中学校については、バリアフリー基準への適合が義務付けられるとともに、既存の小・中学校については、バリアフリー基準適合の努力義務が課せられるようになったものであります。

バリアフリー法の一部改正に伴い、文部科学省では、設置した「学校施設のバリアフリー化等の推進に関する調査研究協力者会議」の報告書が取りまとめられたことを受け、文部科学省では、公立小・中学校等におけるバリアフリー化について、令和3年度から令和7年度までの5年間に緊急かつ集中的に整備を行うための整備目標を設定し、昨年12月に、車椅子利用者用トイレの整備、スロープ等による段差解消、エレベーターの整備など、誰もが安心して学び、育つことができる教育環境の構築を目指したバリアフリー化の取組を加速するよう、全国の自治体に通知したものであります。

中舘文雄議員ご質問の、町内小・中学校のバリアフリー化の現状についてであります。まず、多機能トイレが校舎に整備されている学校は、小学校3校、中学校2校、多機能トイレが体育館に整備されている学校は、小学校2校、中学校1校であります。

次に、玄関スロープが校舎に整備されている学校は、小学校4校、中学校2校、玄関スロープが体育館に整備されている学校は、小学校3校、中学校2校であります。

なお、エレベーターが設置されている学校は、中学校1校のみとなっております。

次に、今後の対策方針についてであります。今年1月27日の南部町教育委員会会議定例会におきまして、令和5年4月からの小・中学校統廃合について承認が得られましたので、統廃合後に使用する校舎につきましては、長寿命化改修の機会を捉えるなど、国の整備目標に向けてバリアフリー化に取り組んでいかなければならないものと考えているところであります。

以上であります。

○議長（夏堀文孝君） 再質問はありませんか。中舘文雄君。

○10番（中舘文雄君） まず最初に、コロナ対策の問題ですけれども、今年度ですか、2年度いろいろ町で支援事業を実施したんですが、実際にどういう効果、結果かというのは取りまとめがされたかどうか。これは年度途中ですからまだこれからかもしれませんけれども、そういう資料をどういう形で検討、検証しているかというのをまず最初に質問しておきます。

それからですね、医療センターの状況、私もたまたま偶然に行ったときに見たんですけれども、これはPCR検査か抗原検査か分かりません。担当者が窓口で、電話で対応している姿を見まし

た。駐車場のどこに停まっていますか、何号車に、そこに居てくださいと、これから私たちが迎えに行きますと、それから対応しますという、いろいろな細かい指示をしながら対応しているのを見て、これはまたなかなか医療センターの業務としても大変な業務が増えたと思って見ていましたけれども、どうしても住民は医療センターの力を借りたいという気持ちが出てくると思いますので、これからもこれはひとつよろしくお願いしたいということでもあります。

それから、今バリアフリー化の問題は7年までに対応するというものですから、それを見るしはありませんけれども、できるだけ早くですね、こういう問題は率先して、国でも恐らくそういうものに対する交付金その他補助金というのは出てくると思いますので、いち早く対応して、なんとか進めていただきたいというふうに思います。

それから、この少子化問題のほうですけれども、これはなかなか合法的に町で指導していくというのは、あまり力を注ぐと、それこそパワハラとかなんか言われかねないということで、なかなか個人、個人に対しての指導といいますか、結婚せえという言葉はなかなか言えないんですけれども、どうしてもですね、国でもやっぱしそれではならんということでこういう、そういう生活を進めようとする人には補助金で対応しようということで、今さっき町長の答弁にありましたけれども、年齢も39歳以下まで幅を広げる、年収も540万円までの方は対象にしようということで今進めているようです。金額も、実際進める自治体にも補助金を出すと、今までよりも多く金出してでもこの問題はともに進めていきたいということですので、なんとかこれを本格的にやっていただきたいと思います。

ただ、一番私が今ここです、町でできることは何かといろいろ考えたんですけれども、若者がですね、というのは、さっきも一般質問の中で言いましたけれども、教育報告書の評価報告書の中でも、若者を参加させる、集めている、集めるということに相当こう、何をすればそういう対象になるような若者が集まってくるかっていうのに大分苦勞しているというような、ここ何年かそういう、まとめられていました。それを見ていまして、そういう機会つくったもの、それからまたそうした事業に対するやっぱし脚光は浴びせられるような対策をしてあげないと、やったかやらないか分からない事業だけしていますとどうしてもだんだん来なくなるということで、これはもう小さいときからですね、例えば小学校、中学校、高校生ときもだと思えますけれども、今我々が名久井農業高校を支援するという体制をつくっていました。ただ、残念なことにですね、農学校の、例えば世界の賞をいただいた、全国で賞をいただいたというのを、我々が、町民がですね、身近にそういう発表を受ける機会というのはなかなかないんです。正直ここ何年かやっていますけれども、たまたまこれはいろいろ学校との関係があると思いますけれども、きざ

んを会場にした報告会のようなものが開かれていました。これは、私はですね、ぜひ楽楽ホールなんか場所を提供して、その場でそういう若い世代、高校生がこういうことをやっていますよというのを、町内の子供にも見られる、また町内の方々にも見られる機会をぜひ町としても働きかけながら、場所は提供しています、どうぞここで皆さんの活躍を報告してくださいという場所を設けるのも一つかと思って見ていましたので、ぜひその辺ですね、これは県立高校ですから町であまり細かいところまでは入っていくというのは難しいかもしれませんが、そういう場所の提供とか、機会を、活動する機会を公の場に、また報道機関にも取上げてもらえるような場所を提供してあげる、そういう機会をつくってあげるというのも私は大事なかなと思っていましたので、その辺についてですね、何か考えがあれば担当者からお話を伺いたいと思います。

それから、一番まず縁結びというと、合法的にそうした昔は世話役が町内にいて、いろいろなことを活動している姿を私子供のときから見ていましたけれども、そういうものも何か町で合法的に捉えて、そういう方々にひとつお願いしてそういう機会をつくらせるという場を何とかの方向でできないものか、これもひとつぜひ検討してもらいたいと思います。

それから、そういう拠点づくりですね。前はよく、今は使われているかどうか分かりません。青年団活動の拠点が、場所があって、何年か前ですか、成人式を、そういう青年団組織の支援を得ながら成人式の運営に当たっているということも聞きました。ただ、そういう青年の方々がですね、自分たちの活動している姿を町民に、またその下の子供たちにも見てもらえる場、そういうものをぜひ町で、施策の中といいますか、企画の中につくり上げていく、そういうこともぜひ必要ではないかと思いますけれども、そういうのについて、それは法律的に難しいと、そういうことまではできないと言うかもしれませんけれども、その辺はひとつ担当者の方がどういうふうと考えて、私はぜひその辺が必要かと思いますが、その辺についてお聞きします。

○議長（夏堀文孝君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金野貢君） それでは、私から1点目、今年度コロナ対策で各種支援を行ったと。どのような効果があったかということですが、具体的に数値として効果は検証しているものはございません。しかし、広く町民の皆様からのお話を聞きますところ、南部町、昨年飲食業者緊急対策支援事業、それから町単独事業がスタートしまして、各種業者あるいは生活者の皆さんの支援を行ってきたところでございますし、さらに町から、国からも10万円の給付がございました。その支援も、他の町村と比べましても、支払いの関係が早かったということで、概ね良好だ

ったというようなお話を伺っております。そのような状況でございます。

○議長（夏堀文孝君） 総務課長。

○総務課長（久保田敏彦君） それでは、私から、名久井農業高校のですね、発表の場、あるいはその名久井農業高等学校でいろいろ賞を受けていることを町民の方々により広く知らしめると、そのような場の提供のことについてお答えしたいと思います。

現在、確かにそういう場ではなくて、広報では様々お知らせしているんですが、議員ご案内のとおり、実際に町民の方々の目の前で発表していただくというのは非常に貴重な機会だと思っております。

現在、これまでもですが、ずっと名久井農業高等学校さんと担当課とお話をしまして、来年度どのような協力が町にできるでしょうかというようなお話についてはさせていただいているところでございます。そのような中でですね、今回議員さんからのご提案がありましたことについても、こちらのほうからもお話をして、もしそのような機会が設けられるものであれば、そこはまたこちらでも検討させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 私のほうからも総体的に申し上げたいと思えます。

まず、コロナ対策の効果等々でございますが、いろいろな支援をさせていただきました。県内でもいち早く飲食店の支援ということで注目を集めて、その後どんどん飲食店の支援が始まったわけですがけれども、総金額にしますと約22億5,000万円ほどの経済効果、いわゆる現金が当町だけでも、国の給付金10万円も入っておりますけれども、合わせて、町の単独支援等々含めて二十数億円の現金が動いたと。中にはたんすに入っている分もあるんでしょうけれども、そういう部分では非常に厳しい経済状況の中で、なんとかまず令和3年を迎えることができているのではないかと思っております。

また、当初予算につきましても、現在で必要なものの計上と、どういうまた影響が出てくるのか、この影響をしっかりと把握しながらですね、その都度これは支援しなければならないという部分については3年度においてもしっかりとスピード感を持って対応してまいりたいと思っております。

おります。

また、医療センターのほうにつきまして、非常に郡内でも抗原検査、PCR検査、患者も4床受入れ体制ということで、本当に院長を初め、院長が非常にコロナ対策に対して、非常に前向きな立場で動いていただいておりますので、それをスタッフも感じて、大変厳しい状況下の中でも対応していただいていると思っております。

明日は、昨日はぼたんの里のほうで1回目のリハーサル、ワクチン接種をしました。若干のやはり課題、そういうのも気が付いた部分があったようですし、また明日は医療センターでワクチン接種のリハーサルを再度行います。こういうことをしっかりしながら、さらに私どもはまだ他町でやっていないと思いますが、どこの病院を接種する場所に、どのぐらいの方々がいわゆる希望をするのか。接種受けたと思う方々がどのぐらいいるのか、不安でちょっと今は見送るという方がどのぐらいいるのか。そのアンケートの調査も、早いところはもう届いたところがあるんでしょうが、今週中にはもう16歳以上全員にですね、希望するか、希望する場合は、現在は4か所の接種場所を提示しております。どこで希望するかと。1つ、1か所に片寄ってしまうと、これは遅れて行く可能性が出てきますので、そういう部分も事前に把握をして対応していきたいということで、アンケートの調査も出していますので、できるだけ皆さんが送り返していただければと、そういう体制で進めていきたいと思っております。

また、バリアフリー化でございますけれども、先ほど教育長からもありました、令和3年から7年度、5か年にかけて猶予期間、その間に整備して欲しいというような方針でございまして、私どもも小・中学校の統廃合の方針が決まりました。これに併せて今回の補正予算のほうにはいわゆるエアコン、これ統廃合がどういうふうになるのか、どこの学校が残ってどこの学校がなくなるかと、まだ決まらない状況でしたから国のほうにも申請できませんでしたが、方向が決まったということで、今補正予算で、今年度は調査になると思いますけれども、空調設備の設置、これは当然存続される場合も、される学校を、全学校にエアコンを設置するということを進めていきたいと思っておりますので、できるだけ令和5年4月の統合のいわゆる開校式に合わせて全教室にエアコンを設置したい。

それと併せて、またできるだけ7年度までという期間ありますけれども、当然これは財政的なものも、エアコンの設置にもお金がかかりますから、同時にというのも財政的に厳しいかもしれませんが、できることであればそれに合わせてやっぱりバリアフリー化のほうもできればいいかと、若干は重複にならないようになるかもしれませんが、町の方針としてはそういうことで、できるだけ早く整備して取組をしたいと考えております。

また、少子化対策、結婚相手の方々、緩和もされるようでございますので、まずはこの国の制度をしっかりと活用しながら、あとはやっぱり出会いの場もつくらなければならない。私も2回ほど、婚活の場に2回ほど、隠れて見ていたことがありました。なかなか今の若い方々、消極的な若者が多いなという印象を受けてですね、その後にもっと自分をアピールしなきゃ駄目だよと、こういうことも話をしたりしたこともありましたが、そういう場と、そしてどこまで行政として関係していった方がいいのかと、中館議員おっしゃるとおり非常に難しい線引きという部分もありますけれども、町としては裏方支援的に回りながら、行政がやった婚活というのはどうしても行政色が出て、真面目すぎて場が盛り上がらないと。こういうのもどうしても出てきますので、逆に民間とかいろいろな団体のほうにお願いをしながら、伸び伸びとしたそういう場になるというようなことを考えて支援していくことが大事なかなと思っております。

あと、名久井農高すばらしい賞数々いただきました。水大賞グランプリ、世界一ということで、コロナの関係で大々的な発表会をできなかったということでございました。一部の方、私にご案内いただいたんですけれども、どうしても昨年度の場合はそういう部分を行いたくても、やはりコロナの感染ということを注意しなければならないということで、できなかったということが一つの理由に挙げられるだろうと思っておりますので、私どもも町としても、名久井農高の活躍、どんどんPRしながらですね、コマーシャルのほうでもちょっと、町のコマーシャルの中に名久井のお子さんを入れながらコマーシャルもさせていただいたこともございました。そういう意味においては、またコロナウイルスが収束してきたそのとき、ちょっと後になってもですね、やはりこの水大賞グランプリというのはすばらしいことだと思いますので、しっかりと、今だけではなく、後世にもちゃんと伝えられていくような、そういう部分を我々もしっかり念頭に置きながら支援してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（夏堀文孝君） ほかに質問ありませんか。中館文雄君。

○10番（中館文雄君） 質問としますか、例えばコロナ対策ですけれども、さっき町長が答弁の中で、必要であれば補正を組んででも支援していきたいという答弁ありました。もちろんそれは大変ありがたいことですが、ただ私はこの2年度にいろいろな支援をしたものをやっぱり評価して、どこにどういうものが必要かというのをちゃんと検証した上で支援体制というものを補正予算でも組んで、そこに集中的に支援するとか、そういうことも必要だと思いましたから、さっきそういう補正を組むにしても、実際にやったことの評価、実際にどういうふうな評価をし

たかというのを聞いたわけです。ですから、その辺はぜひ必要だと思いますので、これからひとつそういうことで進めていただきたいと思います。

それから、バリアフリー化のほうは、今町長から答弁あったように、前向きに検討していくということですから、大変ありがたいことだと思います。この少子化問題ですけれども、やはり担当者としてはですね、例えば合法的な形で進めるということになればなかなか難しいかもしれません。ただ、私は、大事なのはそうした支援員の確保といいますか、やっぱりそういう何かの形でそういうものを心がけてくれる人が町内に何人か必要ではないかと思っていますので、支援員の確保をどういう形でやればスムーズに行くかというのでも検討していただきたいと思います。

それから、拠点づくりといいますか、相談所とかそういうセンターを、町独自のそういうものを、ちょっと隠れても電話すれば、そこでいろいろなことを相談、情報を得られるっていう場所、これも今八戸を中心にした中枢都市圏のほうで進めていますけれども、町としてもですね、やっぱりそういう拠点づくりっていうものも考えていく必要があるんじゃないかと思うとともに、さっき町長も言いましたけれども、町で交流会の場、役場職員の中でも、例えばチェリリン村の活性、そういう活性化についていろいろなことをこっちでもやったという話もありましたけれども、やはり職員の若手にもその辺はですね、もうちょっと、少し深い枠の中に入ってもらって、そういう活動の場に職員以外の町内の若者も入ってきて、いろいろな活動をできるような、そうした場をつくる、それに率先して、先頭に立って推し進めていくような体制も必要ではないかと思っています。

この3点について、もし何か考えがあればお聞かせいただきたい。なければ、質問としては以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 答弁ありますか。交流推進課長。

○交流推進課長（松原浩紀君） ただいまの支援員の確保については、議員ご指摘のとおり必要なことと考えておりますので、個別に出会いの場を提供できる事業と併せ、今後検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） これで中舘文雄君の質問を終わります。

ここで11時まで休憩とします。

（午前10時48分）

○議長（夏堀文孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前11時00分）

○議長（夏堀文孝君） 3番、久保利樹君の質問を許します。久保利樹君。

（3番 久保利樹君 登壇）

○3番（久保利樹君） ロータリークラブの皆様、本日の議会傍聴お疲れさまでございます。皆様にも分かりやすく、簡潔に、聞き取りやすく質問してまいりますので、よろしくお願いいたします。

第100回南部町議会定例会におきまして、一般質問の機会をいただきありがとうございます。

今回、私はコロナ禍における南部町の人口減少・関係人口対策についてと、ジュノハート、デビュー2年目の栽培管理について、通告に従って質問させていただきます。

まず、1つ目の質問になります。

世界的な猛威を奮っている新型コロナウイルス感染症ですが、国立系の医療機関の従事者のワクチン接種が開始されるなど、段階的に接種が始まっており、接種時期のずれ込みは懸念されておりますが、南部町においても、ワクチン接種を推進するための対策室の設置や接種会場でのシミュレーション、私のところにも昨日届きましたが、住民アンケートを行い、混乱を起こさないための準備が進められているところです。

厚生労働省では、今年2月から来年2月までの期間に、医療従事者から順次進められていくと発表されています。感染リスクの高い高齢者や、基礎疾患を有する方々にも迅速なワクチンの供給を願うばかりです。感染してしまった患者の皆様、不幸にも亡くなられた皆様にはお見舞いと哀悼の意を、また医療現場の方々には、医療提供の確保や検査での最前線での職務従事に、この場をお借りして感謝と敬意を表します。

さて、まだまだ新型コロナウイルスの終息は見えませんが、この1年間で生活様式も大分変わってきました。移動制限や外出自粛における在宅勤務などのリモートワークが大きく定着し、現在も急増しています。職業によっては現場や会社に毎日出勤しなくても成り立つことから、首都圏から地方へ移住する動きもあるようです。とは言っても人口集中はまだまだ進んでおり、その

スピード感が落ちた状況であるようです。

しかし、リモートワークが生産性に与える影響もまだ定かではありません。リモートワークは就職時の企業選びの決め手の一つとなりつつもあるようです。この生活様式の変化は、南部町出身者においても、リモートワークによる拠点の移動やUターン、人口流出の食い止めのきっかけになるのではないかと考えています。首都圏や都市部で生活基盤を構築している方々は難しいと思いますが、進学や学業で地元を離れている方々は、少なからず考えているのではないかと思います。

南部町においては、様々な施策があり、環境も充実しています。今回質問する人口減少対策・関係人口の増加の対策は、雇用や環境状況等もありますが、何かをしなければ変わらないの思いから、このことに関して政策があるかお伺いいたします。

2つ目としまして、昨年全国デビューしましたジュノハートについてお伺いします。

昨年の南部町営市場の初セリでは、1箱20粒入りのジュノハートが最高値で、15万円で競り落とされ、その注目が話題となりました。農家の方々にもその期待性が強く、果樹農家の方にはジュノハートの生産者も増えています。

2年目になる今年は、ジュノハートの勝負の年ではないかと感じています。果樹は天候によって生産量、品質が大きく左右しますが、生産者の方々はその天候を見極め、そのとき最善の方法で栽培しています。そのため天候によっては、栽培場所も関係しますが、食味にも大きく影響します。そのため、規格内のジュノハートの生産量の確保、品質の維持・確保は常に課題になると考えています。

生産農家から話を伺うと、雨よけハウスの設備が重要とのことでした。新設するには、県、町の補助金もありますが、補助金含めて1反当たり300万円程度かかると伺いました。また、ビニールハウスを設置していても、雨よけビニールを設置してくれる業者が減少したため、適期に雨よけビニールを設置できない事例もたくさん伺いました。地域の若手生産者もいますが、自分の生産園地のビニール設置で精いっぱい、他の生産者の手助けまでは手が回らないのが現状のようです。

ジュノハートを中心としたサクランボは、南部町の農業観光で一番の注目を集めていると考えています。今後、町で考えているジュノハートの新たな農家支援の取組についてお伺いします。

以上2つの質問に対し、町長及び関係各課の答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（夏堀文孝君） 答弁を求めます。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長（工藤祐直君） それでは、久保利樹議員にお答えを申し上げます。

まず、コロナ禍における生活様式の変化を南部町の人口減少対策、関係人口増加の好機と捉えた場合の政策についてお答えを申し上げます。

新型コロナウイルスに伴う生活様式の変化により、総務省が発表している2020年住民基本台帳人口移動報告では、東京圏の転入超過数は、前年に比べ4万9,540人の縮小になっております。当町においては、東京圏からの転入世帯数は、平成30年度は30世帯、令和元年度は33世帯、令和2年度は、1月31日現在でありますけれども40世帯と、微増でありますが増加している傾向であります。

現在、コロナ禍における生活様式の変化の対応として、これまで首都圏の会場で開催してまいりました八戸圏域連携中枢都市圏の「八戸都市圏移住セミナー」をオンラインで実施するなどの取組を開始しているところであり、当町におきましても、昨年12月から個別の移住相談に対応できるよう、町独自でオンラインによる移住相談体制を整えたところであります。

また、働き方の様式も、情報通信技術を活用したリモートワークによる在宅勤務などの新しい勤労形態に変化してきております。このことから、人口減少対策として、リモートワークが可能な事業所のサテライトオフィス、シェアオフィスなどを誘致することで、新たな人の流れを創出することができるものと考えており、今後も公共施設の有効活用と併せ、創業支援などの事業に取り組んでまいりたいと考えております。

関係人口に関わる事業といたしましては、おためし住宅の運営、農家民泊事業、またふるさと納税などがございますが、おためし住宅においては、町内施設などの案内や農業体験をセットにしたメニューを創設したところであり、農家民泊事業については、毎年訪れていただいている学校へリングなどを贈呈することで交流の継続を図ったほか、感染症対策備品購入に係る経費を新たに補助の対象とし、受入体制の整備も進めているところであります。

なお、ふるさと納税については、令和2年度、令和3年1月末現在になりますが、寄附金総額約3億3,800万円と、多くの方々にも応援いただいておりますので、関係人口増加のため、今後も南部町の安全・安心な農産物等の返礼品の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、ジュノハート、デビュー2年目の栽培管理についてお答え申し上げます。

ジュノハートは、令和元年に県内プレデビューし、令和2年、全国デビューをいたしました。おかげさまで市場でも高値で取引され、大変ご好評をいただいております。また、久保議員から

ご案内の課題などについても、県や関係機関と共有し、会議などにおいて対策案を模索しているところでもあります。

当町は、ジュノハートの最大産地として、ジュノハートの生産量の確保、秀品率を高めるため、南部町ジュノハート生産者部会を組織し、県や関係機関と連携して、栽培管理に関する講習会を毎年開催しており、生産者の栽培技術向上に努めているところであります。

ご質問の雨よけハウスの設置は、県が定めるジュノハート栽培基準の一つとなっております。また、ジュノハートに限らず、サクランボの流通においては、雨よけハウス生産が必須条件と伺っております。

雨よけハウスの設置につきましては、設置費の3分の1を補助する県単事業がございます。町では独自に設置費の6分の1を補助し、合わせて2分の1の補助となるように、雨よけハウス導入の促進を図っております。雨よけハウスの設置等の支援に関しましては、私も去る2月10日の県農林水産部次長との意見交換会や、2月16日の三八地域県民局との意見交換会など、機会あるごとに要望しているところであり、今後も生産者の意見を参考にしながら県と協議してまいりたいと考えております。

先ほど久保議員から、雨よけハウスの設置のいわゆる人材が足りていないと、こういうお話を先ほどお聞きいたしました。また、県のほうにも雨よけハウスの設置に関する予算と併せ、そういう人材の確保についても今後また要望をしてみたいと思っております。

また、町独自の支援として、平成27年度より、苗木の購入費の3分の2の助成や、化粧箱・出荷箱の制作に対して支援を行っております。なお、併せて生産と、いわゆるPRのイベント等がございますけれども、去年はコロナ禍の影響ということで、いわゆるイベント先のデパートさんのほうからも、極力人数は控えてお願いしたいということで、県のほうから私のほうにも連絡がありました。去年は知事1人だけでPRということになりました。そういうことを踏まえまして、私は県の職員には、県だけやっている事業ではないでしょうと。とにかく今地元と県と少し取組の、いわゆるハートビートを主でいくのか、ジュノハートなのか、町の意見と多少かみ合わない部分も県とあります。私は県が全てやっているような気がしてならない。もっと生産地、巻き込むべきではないのか。当然イベントがあったら生産部会の方が、実際つくった農家の方々を連れていく、そういうことによって県と生産者、青森県全体が一体となって取り組むことができるのではないかと。どうしても県だけがやっているような部分に、私は感じることが多い。ちょっときつい言葉ですけれども、はっきり言わせていただきました。

やはり全国に周知させるためには、知事1人でも無理でありますし、県職員だけでも私はでき

ない。一番大事なのはそれをつくっている生産者を、一緒に行って、安全で安心なつくり方をしていると、こういうことをこれからは取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

いずれにしても、来年度も引き続き支援を行い、高級品種ジュノハートの最大産地として、県と連携をとりながら取り組んでいきたいと思いますので、今後してもまたご協力をひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（夏堀文孝君） 再質問ありませんか。久保利樹君。

○3番（久保利樹君） 答弁いただきありがとうございます。

再質問ですが、まずは1点目の質問についての再質問なんですが、思ったより人口集中は止まっていない、でも中には、地方移住しながら首都圏の仕事をリモートで続けているという方も伺いました。リモートワークですので、当然ネット環境等々が必要になってくるとは思いますが、市内の飲食店さんなんかを見ているとW i - F i が飛び交っていて、そこでパソコンを開いて作業をしている方々等もいらっしゃいます。

今回統合庁舎が建設されることで、福地の本庁舎はまず民間の企業さんへの貸し出し、また南部の庁舎は美術館的な役割を果たすということで、どちらにも役場の窓口業務は残りますが、企業であつたり美術館になった場合に、一般の方々が出入りした場合に、当然W i - F i 環境があつて、ちょっとスペースがあると、そこにいて作業がちょっとできたりするっていう環境等も整えられてくるとは思いますが、今後統合庁舎に機能が集約されて、現在の福地の本庁舎と南部分庁舎が次の役割を担った場合にネット環境、W i - F i 等の設置の予定はあるのかをひとつつ伺います。

あと、学生の奨学金ですね。昨年度から5年間の猶予が与えられたということで、どうしても、私も進学する場合、県内にも進学先はありますが、その勉強をしたい内容によっては県外に出ざるを得ない学生さんたちもいます。県外で学業、就職等々してもらって、いずれは地元に戻ってくるというのが本当は一番理想的なUターンなのではないかと考えているんですけども、そうなった場合にはやはり雇用の問題というのが一番大きな問題になってくるかと思しますので、これは南部町だけではなくて八戸圏域の問題になりますので、南部町の施策だけではどうにもならない部分もあるかとは思いますが、今回の生活様式の変化を機に、何か、人が戻って来られるような何かをやらなければならないんじゃないかという思いで質問をさせていただきました。

サクランボ、ジュノハートの部分についての再質問なんですが、生産者の方に伺うと、やっぱ

りビニールハウスの設置費用、これはでも一応300万のうち半分出て約150万、それでも150万、高額なんですけれども、建てたい方は補助を利用して使っていらっしゃいます。建てたくてもまず建てられないという方もいらっしゃいますので、これは私が考えていたことなんですけれども、耕作放棄地、放棄地までいかなくても、もう栽培できなくなった方々のビニールハウスを移動なりして、使用したい人が設置できるような環境というのは、生産者同士で行っている人もいますが、そこを行政の視点から手助けできないかな。ビニールハウスバンクじゃないですけども、欲しい人と譲りたい人の中間的な役割というのは行政でできないかなという思いがありました。

あとは、名川地区になるんですけれども、名川中学校近辺に、従来のビニールハウスより低いブドウのハウスをちょっと高めにしたような棚のハウスが今サ克蘭ボで設置しているのを見たんなんですけれども、やっぱり町長おっしゃるとおり生産者の方々が一番重要な役割を担っていますので、生産コスト、要はビニール張りにしても高い場所の作業ですし、そういった部分もあります。屋根の高さを低くした栽培方法だと、高さも下がるし、部材も少し減って、若干安価になった部分と、ビニール張りの危険度ですね。下がってくるのではないかというふうに考えたんですけれども、そういったものを町とメーカーでも、これは本当は生産者でやるべき部分も入っているかもしれません。行政でどこまでできるか分かりませんが、そういった軽作業に転換できるビニールハウスの設計とかですね、そういったものに、生産者を交えながら相談会みたいなのを開くのもどうかなという思いで質問させていただきました。

生産者レベルで今解決できない問題もありますので、このことに関して答弁ありましたらお願いします。

○議長（夏堀文孝君） 総務課長。

○総務課長（久保田敏彦君） それでは、私からは、現在の本庁舎の部分についてのW i - F i についてお答えしたいと思います。

先ほど議員ご案内にありましたとおり、現状でこの本庁舎を令和4年の4月からですね、貸し出しするという事で、現在大変好評を得ておりまして、7つの団体、会社を含めて7つのところで申込みを受けている状況でございます。

そして、ご質問のW i - F i のことですが、現在はW i - F i を、フリーW i - F i という形でおくということは、考えてはございません。現状です。と言いますのは、南部町は全

域で現在光回線が入っているということと、あと企業、会社であればやはりフリーW i - F i のセキュリティーの部分ではなくて、やはり会社独自のネット環境を引くのが主流ではないのかというふうに、現在は考えているところでございます。

あと、それ以外に、いわゆる喫茶店のようなところで、フリーW i - F i で仕事なさっている方もおりますので、そのような環境がもし効果的、集客という意味もありますし、施設にさらに人が来るという意味で効果的なのであれば、そこでまた検討させていただきたいと思いますが、現状では各企業さんにネット回線をお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） 農林課長。

○農林課参事（東野成人君） それでは、私のほうからは、ジュノハートですね、雨よけハウスの既存の移設ですね。

雨よけハウスの移動については、以前からですね、移設ではなく、既存のビニールハウスを使ったサクランボの、ジュノハートの生産について、県のほうとも、誰かその園地を利用してやれないかということは模索してまいりました。ただ、なかなか共同でジュノハートを生産するということは、自分の農地もありますので、なかなかうまくいかなかったという経緯がございます。

移設に関しましては、移設ですと県の補助金は使えないということで、あとは園地にあった移設の、そのハウスの大きさ等もありますので、なかなか難しいのかというふうには考えております。ただ、これにつきましても、ジュノハートの生産者部会と農家等の意見を聞きながらですね、今後検討していきたいと思っております。

それから、低いハウスの導入につきましては、県の補助事業につきましては、そのサクランボの形態によって生産者がハウスの高さ等を決めたものについて補助しますので、これは補助対象になりますので、今後これにつきましても生産者部会と農家の意見を聞きながら、どういうハウスを作っていくんだと、まとまったですね、まとまって県のほうに要望していきたいと思っております。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） 交流推進課長。

○交流推進課長（松原浩紀君） 私からは、新たな受入施策について、答弁いたします。

これまでも人口減少対策としては、子育て・就業、新築リフォームなど様々な支援事業を実施してきておりますが、今後はさらにサテライトオフィスの設置、誘致についても、企業と連携しながら事業を進めていけるよう、国で開催しておりますマッチングセミナーに参加するなどして受入体制を整備していきたいと考えております。

また、このほかにもおためし住宅1棟に、テレワークができるようワークスペースを整備する予定としております。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） ほかに質問ありませんか。久保利樹君。

○3番（久保利樹君） 答弁ありがとうございました。

すみません、私雨よけビニールの設置業者が、設置する業者の減少について、再質問で忘れていました。

雨よけビニールの設置する業者さんが激減して、農家さんが適期にビニールをかけられない、要は雨が上がった、雨が降った後水分がたまった状態でビニールをかけたいという状況に、かけたいときにかけられない、またかけてくれる人がいないということで、すみません、これは私無知なので通るのか分かりませんが、例えば建設業者さんであったり、林業屋さんでもいいんですけれども、そういった地元の異業種の方々に連携していただいて、それを紹介していただくような、マッチングできるような仕組みをできないかなと考えておりました。このような動きがもし以前等にありましたらお知らせ願います。

○議長（夏堀文孝君） 農林課長。

○農林課参事（東野成人君） 雨よけハウスのかける・取り外しの労働力、業者が少なくなっているというのはもうここ数年前から課題と受け取っております。農家さんの方々からも何とかできないのかということでもありますけれども、建設業者等でも請け負いはできます。ただ、町のほうとしては、マッチングとかは今のところはいたしておりませんが、ある建設業者からはそういうのに参入したいと、言われればどんどんと参入していただきたいというふうに考えております。

あと、それからですね、労働力不足を解消するために、巻き取り機の設置ですね。これについてももうここ数年県のほうには要望しています。できれば令和３年度には巻き取りの補助対象ということで、実現できるようにですね、これからも強く県のほうと協議してまいりたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（夏堀文孝君） これで久保利樹君の質問を終わります。

４番、夏堀嘉一郎君の質問を許します。夏堀嘉一郎君。

（４番 夏堀嘉一郎君 登壇）

○４番（夏堀嘉一郎君） 本日最後の質問となります。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、教訓が生かされるまちづくりについてでございます。

「東日本大震災が発生してから間もなく10年が経過する。今、新型コロナウイルスという試練の真ただ中にあるが、幾多の困難を克服してきた先人たちの魂と、震災を乗り越えた県民の底力に思いを致し、この苦境に活路を見出したい。」これは、現在開催されている青森県議会の開会の際に、知事が発した所信表明の一部を抜粋したものです。

被災者、津波、原発そしてボランティア活動などなど、東日本大震災がもたらした数々の歴史の１ページは、全国民の脳裏に今もなお根深く刻み込まれていると思いますが、それでは、幾多の困難を克服してきた先人たちのこれまでの奮闘ぶりを皆さんはご存知でしょうか。私は、その先人たちが経験された困難の歴史を今一度確認することが必要であると思いますし、そして日本人の魂や底力のたくましさや大きさというものを、現代の私たちが再認識することが、現在の苦境から活路を見いだすための重要なポイントになると考えています。その先人たちの古くからの言い習わし、ことわざや、善悪の言い聞かせ、同じ過ちを犯さないように教諭することが教訓と定義するならば、過去・現在・未来の各歴史を大切に、写實的に伝承していくことこそが現世に生きる私たちの道義であり、またその使命感が極めて重要であることをご理解いただけるものと思います。

さて、東日本大震災の教訓から制定されることになった「歴史的緊急事態」に、今般の新型コロナウイルス感染症が初めて指定されることになりました。歴史的に重要な政策事項などのうち、国民の生命、身体、財産に大規模かつ重大な被害が生じる恐れがあるなどの事態の際に指定され、国家や社会として記録を共有することとなります。

このような政府の動向を踏まえまして、これまでの当町の予期せぬ事態に対する取組や実績、

そしてそれらを記録して将来に生かされる教訓が必要であると私はと思いますが、次の各質問について伺います。

1 番、洪水時及び大地震における医療センターの入院患者を避難させるための訓練実績と今後の対応はどのようになっていますでしょうか。また、寝たきりや歩行が困難など自由のきかない入院患者を避難させなければならない職員の安全性は万全となっているのかどうかでございませう。

2 番目、洪水時及び大地震における小・中学校や公共施設の避難訓練の実績と今後の対応はどのようになっているか。

平成20年代に起きた洪水時に、ある学校の先生が、迫り来る洪水に恐怖を感じ、自主的な判断で学生を避難させたという経緯を後日談として伺ったことがあることから、現在の避難訓練の様子を伺いたしたいと思います。

3 番目、直下型地震における折爪断層周辺の防災対策の取組や今後の対応はどのようになっているか。

4 番目でございませう。南部町に起きたこれまでの歴史的な緊急事態を記録し、その記録を教訓として将来に生かされる取組をしているかどうか。

全国的にも甚大な被害をもたらした、あの南部鉄道を再起不能にしてしまった十勝沖地震は、その非常な地震によって大規模な地割れを引起し、数名の犠牲者を出してしまいましたが、その痛ましい旧名川町の歴史を、小学生のときに先人たちから聞いたことを思い出しました。また、当地域における集中豪雨の影響で、虎渡や斗賀地区などで大規模な地滑り等があり、時折国道が寸断されてしまった深刻な歴史も先人たちから聞いたことがありましたが、以上のような歴史に残る緊急事態を、町としてどれだけ把握しているのかお聞きしたいと思います。

結びになりますが、先月13日の晩に発生した福島県沖地震は、10年前のあの東日本大震災の余震であると後日発表がされました。あれからちょうど10年目の節目に起きてしまった先般の大地震が、我々に対する何かしらの警鐘であるように感じてしまうのは私だけでしょうか。いかがでしょうか。あまり敏感になり過ぎるのもよいことではございませうが、早急に当町の歴史的な緊急事態の記録を今一度整理して、その教訓を未来に生かすための心構えにすることさえできれば、その警鐘も少しは収まりがつくところではございませう。それゆえに当町は、昨日今日の予期せぬ事態に対応するために、未来に生かせる教訓を緊急に検証することが先決問題であると考えませうし、また町民の生命、身体、財産を守るために、情報の共有や記録をとりながら、後世に伝承していかなければならないと考えませう。

また、これまでの数多くの自然災害や、今般のパンデミックのようなものの教訓もさておきながら、先人たちが残してくれたその地域ならではの教訓が、まちづくりにおいて大きな原動力になっていると思われますので、当町においても全国的な教訓と町としての教訓をしっかりと区別して整理しておくことが重要であると考えます。そして、これらの一連の積み重ねが、結果として地域を守ることになり、地域の成熟につながることになろうかと思ひますし、その一連がごく普通の健全な町としての在り方であると私は考えます。

未来に笑顔を届けるために、教訓を生貸すまちづくりに期待をいたしまして、質問といたします。町長の答弁をお願いいたします。

○議長（夏堀文孝君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、夏堀嘉一郎議員にお答え申し上げます。

まず、洪水時における医療センターの入院患者を避難させるための訓練実績と今後の対応についてであります。夏堀嘉一郎議員からは、平成28年9月の第70回南部町議会定例会及び平成29年6月の第74回南部町議会定例会において、同様のご質問をいただいております。

医療センターでは毎年2回、医療センター及び健康センター職員と合同の避難訓練を行っております。内容は火災に対する訓練ではありますが、入院患者の担架及び車椅子での避難、外来患者の避難誘導などを重点的に行っております。

洪水については、火災とは違い、避難をする時間があることから、より緊急性の高い火災に対する訓練を行なっているところであります。

自由のきかない入院患者を避難させる職員の安全性は万全となっているのかどうかについてであります。医療センターでは、平成29年度において、町災害対策マニュアルと連動した医療センターのみに特化した災害対策対応マニュアルを策定したところであります。このマニュアルでは、風水害、地震災害、停電の3つの災害時の初動対応及び対策などを明記しております。このマニュアルにより災害対応を行っており、入院患者及び職員の避難の安全性は十分確保されております。

次に、洪水時における小・中学校や公共施設の避難訓練の実績と今後の対応については、教育委員会のほうから答弁をいたします。

次に、直下型地震における折爪断層周辺の防災対策の取組や今後の対応についてお答え申し上げ

げます。

地震の種類には、さきに発生した福島県沖を震源とする地震のような「海溝型地震」に対して、2016年に発生した熊本地震などの「内陸地震」や「直下型」と呼ばれる、活断層による地震などがあります。海溝型地震が数十年から数百年という短期間で地震を繰り返すのに対して、活断層による地震は数千年単位の間隔で発生するとも言われております。

青森県内には3つの断層が確認されておりますが、当町の周辺においては、五戸町から岩手県葛巻方面へ延びる「折爪断層」が確認されており、地域防災計画にも記載しているところであります。しかし、政府の地震調査研究推進本部による折爪断層の評価については、約260万年前から現代にかけての第4期に活動したと推定されておりますが、これまでの活動や将来の活動については明らかでないとされているのが現状であります。

そのため、防災対策の取組や今後の対応としましては、折爪断層に特化したものではございませんが、地震が発生した際に、被害を最小限に抑え、早急に応急対策、復旧対策が実施できるように防災計画を策定しており、今後にも必要に応じて計画の見直しを図っていくことにしております。

また、災害発生時には、防災行政無線や携帯電話へのエリアメールなどを活用した情報提供のほか、職員や住民の方々が地震への行動をとれるように、防災訓練などを継続して実施してまいりたいと考えているところであります。

次に、南部町に起きたこれまでの歴史的な緊急事態を記録し、その記録を教訓として将来に生かされる取組をしているかどうかについてお答え申し上げます。

当町において「歴史的緊急事態」として記録しているものではありませんが、平成23年、25年の洪水災害をはじめ、昭和43年の十勝沖地震、平成6年の三陸はるか沖地震、平成23年の東北地方太平洋沖地震、その他、風害、雪害、大規模火災など、これまでに大きな被害をもたらした災害については、その教訓が風化することがないように、地域防災計画に記録しているところであります。

また、それらの大災害の記録につきましては、地域防災計画を見直しする上での貴重な資料として活用するほか、防災訓練や防災資器材の整備に向けた参考とするなど、防災体制の充実のため役立てているところでございます。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 教育長。

(教育長 高橋力也君 登壇)

○教育長（高橋力也君） 次に、私からは、洪水時における小・中学校や公共施設の避難訓練の実績と今後の対応についてお答え申し上げます。

洪水は、突発的に発生する地震とは異なり、台風等による災害については気象情報などで予測できることから、公共施設の利用者に対しては事前に使用中止などの周知ができ、また施設によっては避難所としての開設準備を進めることになるため、より緊急性の高い地震や火災に対する訓練を行っております。

小・中学校におきましても、避難訓練は地震や火災を想定した訓練が実施されているわけですが、昨年5月には、向小学校と福地小学校において、台風や暴風雨を想定した「保護者への児童引渡し訓練」を実施しております。

また、南部中学校では、昨年11月に、集中豪雨により学校裏での土砂災害の危険性が高まったという想定のもと、南部町民体育館へ生徒を避難させ、保護者へ引き渡すという内容の「土砂災害避難訓練」を初めて実施しており、参加した生徒からは、1人が転ぶとドミノ倒しになるので足もとに気をつけたいと思った、先生の話を見逃さず誤った対応をしていた生徒もいたとのこと、先生の話をしっかり聞くことの大切さが分かったなどといった感想が聞かれています。

今後の対応につきましては、町として引き続き的確な情報収集と早めの避難、関係機関との連携などにより、町民の生命・身体を守ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（夏堀文孝君） 再質問はありませんか。ないですか。

これで夏堀嘉一郎君の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（夏堀文孝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、3月4日は午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会いたします。

(午前11時13分)

令和 3 年 3 月 4 日（木曜日）

第 1 0 0 回南部町議会定例会会議録

（第 3 号）

第100回南部町議会定例会

議事日程（第3号）

令和3年3月4日（木）午前10時開議

第 1 一般質問

16番 川守田 稔

1. 改正食品表示法及び改正食品衛生法施行への町の対応について
2. 当町における馬淵川氾濫と奥中山大志田ダム放水による関係性について
3. 町内における新型コロナウイルス感染症者及び発症者について

5番 坂 本 典 男

1. 学校統廃合後における校舎の活用について
2. 宅地造成について

7番 西 野 耕太郎

1. 町合併15周年事業について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

2番	松 本 啓 吾 君	3番	久 保 利 樹 君
4番	夏 堀 嘉一郎 君	5番	坂 本 典 男 君
6番	滝 田 勉 君	7番	西 野 耕太郎 君
8番	山 田 賢 司 君	9番	八木田 憲 司 君
10番	中 舘 文 雄 君	12番	夏 堀 文 孝 君
13番	沼 畑 俊 一 君	14番	根 市 勲 君
15番	馬 場 又 彦 君	16番	川守田 稔 君

欠席議員（２名）

１番 工 藤 愛 君

11番 工 藤 正 孝 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	佐々木 俊 昭 君
総 務 課 長	久保田 敏 彦 君	企画財政課長	金 野 貢 君
交流推進課長	松 原 浩 紀 君	税 務 課 長	下井田 耕 一 君
住民生活課長	岩 間 雅 之 君	健康福祉課参事	福 田 勉 君
農 林 課 参 事	東 野 成 人 君	商工観光課長	元 沢 清 則 君
建 設 課 長	松 橋 悟 君	会 計 管 理 者	野 月 正 治 君
医療センター参事	佐々木 大 君	市 場 長	馬 場 均 君
教 育 長	高 橋 力 也 君	学 務 課 参 事	中 村 貞 雄 君
社会教育課参事	佐々木 高 弘 君	農業委員会事務局長	夏 堀 勝 徳 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 参 事	中 里 司	班 長	小 林 京 子
総 括 主 査	坂 本 裕 昭		

◎開議の宣告

○議長（夏堀文孝君） これより第100回南部町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（夏堀文孝君） 日程第1、一般質問を行います。

これより通告順に順次発言を許します。

16番、川守田稔君の質問を許します。川守田稔君。

（16番 川守田稔君 登壇）

○16番（川守田稔君） おはようございます。

通告に従って一般質問をさせていただきます。

1点目、改正食品表示法及び改正食品衛生法施行への町の対応についてお伺いいたします。

改正食品表示法が去年の令和2年4月に施行となりました。改正食品衛生法においては、営業許可に関すること、衛生管理に関すること、2件は今年の6月に施行を迎えます。

2021年1月28日、デーリー東北にこのような、この件について、このような記事が掲載されておりました。八戸市八菜館と南部町産直担当者への取材であります。記事の内容を要約すれば、八菜館については、施設運営側の人物と思われますが、食品表示のルールの変更によって出荷をやめた生産者がいるとのことであります。衛生管理に生産者がついていけるのかとの懸念を述べておりました。南部町産直担当者については、高齢化により会員の減少があるとのことであります。制度が複雑すぎて分かりづらい。分かりにくい。周知が不十分である。行政に丁寧な説明を求めるという声があるとのことであります。一方、県保健衛生課では、取材に対し、連絡ルートがないとのことであります。全ての関係者に伝え切れていないという事実を認め、疑問があれ

ば県または各地、保健所に相談をしてくださいとのことでありました。青森県内の市町村と県との関係、連絡体制とは、すべからくこのようなものなのでしょうか。

このような状況の中で、それぞれの地域性を持つ直売所において、地元の人がつくった加工品が一つ、二つと消えてゆく姿を目の当たりにするのはやるせない思いがします。手をこまねいて見過ごすのが行政の在り方なのでしょうか。私はこの一般質問を行うに当たり、町行政はこの問題に対して積極的に関与し、直売所に限らず、町内加工品生産者が制度の変化についていけるよう救済的行動をとるべきであるとの前提でものを申しております。

とある干し柿の生産者の話を聞きました。しかるべき衛生管理をなさйтеという、その旨の通知は受け取っておるようであります。干し柿はやめるとおっしゃっておりました。

食用菊の話です。南部町の干し菊をこれまで大量に購入してくださっていたとあるメーカーさんから、今年から購入をやめるとの話があったとの話を聞きました。私には、理由は分かりません。干し菊の生産は、食用菊の栽培、花をむしりとり作業、それを蒸す作業があります。今回の改正食品衛生法施行により、むしる作業と蒸す作業にこれらの法律は係ってくるかと思えます。ですが、それらの作業現場の現状はどのようなものなのでしょうか。想像に難くありません。

コーデックス規格のH A C C Pを取得しておられる生産ラインに、よく素性の分からない原材料を乗せるわけにはいきません。また、全国的な販売網に乗せるとするならば、静岡の茶葉がそうであるように、栽培段階でG A Pの取得を要求されることになると思います。蒸す作業が滞れば、おのずと生食以上の栽培はなくなります。こういう現実が、今回の改正食品衛生法施行の裏には存在しております。

柿が竹串に通され軒下に見事につるされる風景ですとか、晩秋に色鮮やかな黄色の阿房宮の栽培風景は、いずれも当町における風物詩であります。「食」を介した地域文化であり、地域的に非常に必然性の強い食文化の一端であると言えると思います。

話を戻します。皆さんご承知のとおり、農家にとって直売所というのは、直売というシステムは、中間マージンのかからない収益性の高いシステムであります。加工によってさらに付加価値は高まります。

確かに、衛生管理というものは、当事者おのおのが自分の責任において行うべきところのものでありましょう。ですが、その改正食品衛生法施行の通知を受け、しかしながら具体的内容を理解するすべもなく、短絡的にやめるという結論を出してしまう農家生産者が少なからずいるものと推測するのは、間違いではないと思います。県にその指導の責任があるとするならば、もし県にそういう責任があるとすればですね、県の指導と生産者をつなぐべき町の担当者が、制度が複

雑すぎて分かりにくいという言葉が発するのはどういうことなのでしょう。このような現状を放置し続けてよしとするような行政の姿勢をよしとするのが賢明なありさまなのでしょうか。

直売所は、その将来的可能性を含め、町行政においても重要なアイテムのはずであります。関係人口という新しい概念が重要視されるようになった昨今であります。そのような意味においても、これまでとは別な評価を行うべき対象であると思います。その直売所が委縮し始めております。この現状をどのように理解すべきなのか分かりません。町外で生産された品物が空いたブースを少しずつ埋めていくような事態が来るのでしょうか。一人考え込んでしまうのは私だけでしょうか。

確かに、町行政にこの件について取り組む義務はございません。しかし、一方、これまでも町行政が取り組んできた様々な施策についても、これらの多くは法律的な義務に基づいて行われてきたものではありません。全ては町発展の願いがその根底にあったがゆえと私は理解いたします。

2年前の法改正以来、この件に関してどのような対応、指導を行ってきたものなのか説明願いたいと思います。また、当該改正施行によって、当町の直売所における加工品販売、それにどのような影響があるとお考えか。さらには、その対応についてのお考えを伺いたいと思います。1点目でした。

2点目、奥中山に大志田ダムというダムがございます。そのダムの放水による、当町における馬淵川氾濫への影響、関連性についてお伺いする次第であります。

大志田ダムは奥中山にありまして、馬淵川の支流である平糠川に放水する、総貯水量1,130万立方メートルのダムであります。その平糠川は、小鳥谷のあたりで馬淵川に合流するようであります。気になるのは、この大志田ダムの運転の仕方が、当町における馬淵川の氾濫に何かしら影響を及ぼしてはいないのかということであります。降雨時、どのような基準をもって放水ですとか貯水ですとか、運転が行われておるのか。また、岩手県と青森県にまたがる河川であります。河川管理において両県の連携があるのかないのかも気になります。当町として、当該案件について把握している事項等ございましたらご説明いただきたいと思います。

3つ目です。南部町町内における新型コロナウイルス感染者及び発症者についてお伺いいたします。

当町における新型コロナウイルス感染者及び発症者の発生状況をお知らせください。よく人のうわさになっているのを聞きます。私もよく聞かれます。都市伝説のようなことまでやって、私もよく分かりませんが、関心は高いと思われまます。感染者、発症者があったのであれば、町とし

てどのような対応を行ったのか説明願いたいと思います。

以上であります。

○議長（夏堀文孝君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、川守田稔議員にお答えを申し上げます。

まず、改正食品表示法及び食品衛生法施行への町の対応についてであります。平成30年6月の第80回南部町議会定例会の一般質問において、川守田議員から同様のご質問をいただき、ご答弁を申し上げたところでありますが、その後食品表示法につきましては、令和2年4月から栄養成分の表示、原材料のアレルギー表示が義務化されました。また、食品衛生法につきましては、HACCPに沿った衛生管理が今年6月から義務化、そして営業許可制度の見直しにより、漬物製造業などが許可業種へ追加され、3年間の猶予期間の後、令和6年には義務化されることとなります。

まず、食品表示法及び食品衛生法の改正に関し、町はこれまでにどのような指導、対応を行ってきたかについてお答え申し上げます。

食品表示法及び食品衛生法につきましては、三八地域県民局の三戸地方保健所が所管となり、当町では三戸地方保健所からの法改正などの情報について、町内関係団体に対し周知を行っているものであります。

県保健衛生課では令和元年度、三戸地区を含む県内6会場において、HACCPの専門知識を持ったコンサルタントによるHACCPセミナー及び個別相談会を3度開催しており、令和2年度は小規模飲食店向けHACCP講習会を三戸地方保健所が主催し、3度開催しております。また、南部町商工会でも県商工会連合会との共催で、平成30年11月にHACCP専門講師によるHACCP義務化対応セミナーを開催したところであります。県保健衛生課及び三戸地方保健所に確認したところ、今年6月の「営業許可制度」の見直しの施行と、「HACCPの義務化」に向けて説明会を開催する見込みとのことであります。

いずれにしましても、町では県関係機関から情報収集を図り、町商工会など関係団体と連携し、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、当該法改正施行に伴う町の産直施設への影響と対応についてお答え申し上げます。

町の産直施設への影響であります。改正食品表示法については、令和2年4月1日から施行

されておりますことから、既に法改正にのっとり食品表示を行い、販売しているところであります。また、改正食品衛生法については、令和3年6月1日から施行される「HACCPに沿った衛生管理の義務化」と「営業届出制度の創設と営業許可制度の見直し」について、令和2年9月1日に三八地域県民局地域農林水産部が開催した研修会において、三戸地方保健所の職員から説明していただいております。さらに、各産直施設では、会員への周知及び勉強会を開催し、今回の法改正に取り組んでいるところであり、現時点では町への相談等は来ていない状況であります。

今後の対応につきましては、これまで同様に三八地域県民局や三戸地方保健所からの協力をいただき、加工・販売に携わる方々へご指導をいただくほか、町としても広報を活用するなどの周知を図ってまいりたいと考えております。

この件に関すれば、先ほど川守田議員からは、町として見逃すのはどうか、また県が主体となっている説明会事業、県と個人という中で、町がそういう部分に関与しなくていいのかと、そのような発言がありましたが、我々は県、保健所からの説明会、指導を仰いで、そしてまた関係団体に説明会を開催してしっかりと取り組んでいるわけであります。先ほど干し菊の業者がやめると、できればやめる理由を聞いてほしかったんですが、これが法改正によってやめるものなのか、コロナの影響でやめるのか、そのほかの事由によってやめるのか、それは様々だと思いますので、その理由が、聞かなかったというのは、私は聞いてほしかったな、それが今回の法改正につながっていることなのかと、そういう部分をしっかり情報いただければですね、我々も対応したいと思いますが、やみくもに、あたかも法改正が関係したようなことでやめると、これはしっかりとした事実をはっきり調べて私は発言するべきではないかと考えております。

いろいろな部分で非常に、今までにない、特に産直の場合、漬物に関する表示等々が従来より厳しくなったということで、全く影響がないと言えそうです。影響は出てくるでしょう。ただ、先般私も産直施設のお母さん方、十数名の方々と、別な意見交換をしたいということで、そのときにもこの件のお話を聞きました。直接的にはうちは影響ないよと、これは、一人、二人はこれはあるだろうと思いますが、施設全体としては問題となっていないということでありました。

また、売上げに関しても、チェリーセンターの場合は圧倒的にサクランボが、1年間の6割近い、半分以上がサクランボ、また単価の高いリンゴ、これがもうサクランボと同じぐらい長期間で販売していますから、大きな販売額です。令和2年度が、先般の会合のときに聞いたときには2億7,800万円ほど、前年比とほぼ変わらない、売上げはコロナの影響を受けていないという販

売額でした。そういう中において、加工が占める割合というのは、産直施設は非常に金額から言うとうと少ないです。そういう中で、個人でそういう加工施設を持ってやっている方とそうでない方々によって影響が違ってくるのではないかと考えております。いずれにしても私ども、6年までの義務化ということでございますので、そこまでにしっかりまた関係団体、また県、連携をとりながら、勉強会をしながら周知を図っていく必要があるだろうと。

なかなか、我々もそうですが、法律が変わるとというのは、文言等々で非常に分かりづらいというのがよくあるわけで、一般の方々は、私が行政に携わるよりももっと分かりにくいという部分があるでしょうから、やはり分かりやすい説明の仕方、そういう部分に努めながら、産直の皆さんにも頑張ってもらいたいと考えております。

次に、当町における馬淵川氾濫と奥中山大志田ダム放水による関係性についてお答え申し上げます。

ご質問の大志田ダムであります。岩手県一戸町を流れる、馬淵川水系の平糠川に設置されているダムであります。

大志田ダムはかんがいを目的としたダムであり、洪水調節は行っておりませんでしたので、これまでの馬淵川の氾濫と大志田ダム放流との直接の関係はなかったものと考えております。

なお、近年多発する洪水災害を受けて、国では、既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討を行っており、それによって示された基本方針を踏まえ、令和2年5月29日に、東北地方整備局管内の水系ごとに、ダムの関係機関と治水協定が締結されました。このことにより、馬淵川水系においても、大雨が予想される場合にはあらかじめダムの水位を低下させる事前放流ができることとなり、大志田ダムにおいては、基準降雨量となっている、6時間で82ミリ以上の降雨量が見込まれる場合に、有効貯水量に対して約18%の洪水調整ができることとなっております。

次に、町内における新型コロナウイルス感染者及び発症者の状況についてお答え申し上げます。

現段階において、当町における新型コロナウイルス感染者及び発症者については、連絡等はありません。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 再質問はありませんか。（「なし」の声あり）

これで川守田 稔君の質問を終わります。

次に、5番、坂本典男君の質問を許します。5番坂本典男君。

(5 番 坂本典男君 登壇)

○5 番 (坂本典男君) おはようございます。第100回という節目の議会において質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

初めに、2月13日に、福島県沖を震源とする最大震度6強の地震で被害に遭われた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。幸い県内では被害がなかったということですが、東日本大震災から10年となる節目の年です。より一層、防災・災害対策に取り組んでいただきますようよろしくお願い申し上げます。

また、コロナ禍の中、医療関係者をはじめ、1年以上の長期にわたり最前線で対応に当たられている関係各位に心より感謝申し上げます。2月17日より国内で始まった新型コロナウイルスワクチン接種が、感染症の終息に向けた着実な歩みとなることを切に願っております。

当町では、コロナ禍で経済活動が停滞する中、工藤町長を先頭にいち早い経済対策を行ってまいりました。地域の方々からも多くの感謝の言葉をいただいております。誠にありがとうございます。

それでは、通告に従いまして、次の2点について質問させていただきます。

1点目ですが、学校統廃合後における校舎の活用についてです。

全国的な人口減少が進む中、当町でも人口減少が進んでおり、このたび町内の小中学校をそれぞれ3校とする統廃合方針が決定されました。統廃合後、使用されなくなる校舎やグラウンドなどの敷地について、どのように活用していくのか。現時点で方針があればお伺いいたします。

2点目ですが、宅地造成についてです。

第92回定例会において、西野議員の一般質問に対する答弁の中で、「第3あけぼの団地」として、チェリータウン桜場に続く新たな宅地分譲地の候補地選定を行うとありましたが、現在の進捗と今後の予定についてお伺いいたします。

以上のことについて、通告に従いまして質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 (夏堀文孝君) 答弁を求めます。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長 (工藤祐直君) それでは、坂本典男議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、統廃合後の校舎の活用についてというご質問でありますので、これは教育委員会のみな

らずまちづくり全体に関わることでございますので、私から答弁をいたしたいと思います。

まず、町村合併直後に、平成18年4月の児童生徒数は1,937名であったのに対し、令和2年4月の児童生徒数は1,046名に減少しており、小・中学校における小規模化が顕著になっている現状であります。

中舘文雄議員のご質問の際にもご説明いたしましたが、1月、今年1月27日、学校統廃合検討委員会から答申を踏まえ、南部町教育委員会会議定例会において、令和5年4月から学校を統廃合することの承認が得られたところでございます。学校統廃合後は、現在の剣吉小学校、名川南小学校、向小学校、福地小学校、杉沢小学校、杉沢中学校の6つの学校が使用されなくなるわけですが、坂本典男議員ご質問の学校統廃合による校舎の跡地の活用につきましては、小・中学校の統廃合の方針が決まったことを受け、役場庁舎内や議員の皆様、さらには町民の方々のご意見をお伺いしながら、それぞれの有効活用を図っていく必要があると認識してございます。

今、先般も議員の方々からのご理解をいただいて、小・中学校の統廃合が進められるということで、これから本格的に廃校する学校の利用について、それぞれ地域の方々と交えながら、関係機関等々も交えながら計画をつくっていかねばならないと思っております。今まではまだ統廃合がどういう形になるかというのがはっきりしていない状況でありましたから、統廃合がまずはっきりした形になってからこれは進めなければいけないということで今日に至ったわけでございます。

そしてまた、関連ありますけれども、次の宅地造成について新たな宅地分譲地の候補地選定などの進捗と今後の予定についてお答え申し上げます。

令和2年3月の第92回南部町議会定例会において、西野耕太郎議員からの人口定住対策についてのご質問に、宅地分譲事業については、第2弾以降についても、引き続き規模・場所などを検討の上進めていくとし、具体的には杉沢地区にあけぼの団地、第2あけぼの団地に続く第3あけぼの団地として新たな宅地分譲地の候補地選定や概算事業費算出などのための調査計画業務費を令和2年度当初予算に計上させていただいているとご答弁申し上げたところであります。

宅地分譲地の候補地においては、民有地のほか、町有地の有効利用も視野に考えられるところではありますが、小中学校統廃合の方針決定に至るまでの保護者や地域の皆様のご意見を慎重に考慮することが大事であり、統廃合の方針が決定されていない中で調査計画を進めることはできないと考え、業務の発注を見合せておりました。このことから、年度内の調査計画業務の実施は困難であると考え、この後ご審議いただく補正予算にて減額をさせていただくことといたしました。

現段階において宅地分譲地の候補地は未定ではありますが、町の最重要課題である人口減少対策を進めていく上で、宅地分譲事業は非常に重要な事業であるとの考えに変わりはありません。引き続き人口減少対策を推進するため、宅地分譲事業の実現に向け、令和３年度当初予算に、改めて杉沢地区に新たな宅地分譲地の候補地選定や概算事業費算出などのための調査計画業務費を計上させていただいたところでもあります。

２年度に予算計上をさせていただきましたが、その間、小中の統廃合の検討もされてきました。当初予定どおりに方針が決まれば、その段階で２年度の年度中に調査研究をすることができたと思うんですけども、御存じのように杉沢地区の統廃合について再度アンケート、再度説明会と、少し時間を予定よりとった部分がありましたので、そういう検討がまだされている中で、杉沢地区の宅地分譲地の選定を決めていくということは、やはりこれはまずいだろうということで、先ほど申し上げました２年度の予算は一度おろさせていただいて、新たに令和３年度に予算計上をさせて、調査を進めてまいりたいと思っております。

当然、そういう中においては、杉沢地区に限らず、学校跡地というのはそれなりの面積もあり、有効活用も高いわけでございます。そして、もろもろこれから進めていく中で、学校の校地面積ほどの用地を、これは民間から購入するということになると相当な購入額にもなりますので、できるだけ学校跡地を活用した事業展開ということが、財政面を考えた中でも非常に重要になってくると思っておりますので、今後進めていく中で、杉沢中学校の跡地が杉沢地区の宅地分譲地の候補地として入ってくるのは、私は率直に候補地としては入って来るだろう、それ今決定しているわけではありません。これから様々な場所の確認をするわけですけども、候補地の中には逆に入ってこない方がおかしいぐらいだと思っておりますので、そういうふうに大体予想を立てられる部分、正直に私も申し上げます。南部地区については町営住宅が、名川地区が終わり、福地地区終わって、今度は南部地区の町営住宅の建て替えに入ってまいります。３か所ほどの場所に集中して町営住宅を建設していくと。そうなったときに、当然一つは、その現在一つになるだろうと思われる町営住宅、南部地区は、向地区にも近い地域でもありますので、どうぞこれは議員の皆さんとともに、向小学校の跡地を、その町営住宅の場所としても、私はこれは候補地には上がってくるだろうと。あくまでも今はそういう考えが出てくるだろうということですので、もう決まったという、そういう誤解はないよう、ただ有力な候補地、そういうふうにまちづくりを進めていく上で、現段階でも進めていきやすい学校跡地と、やはり残り４校どういう活用が一番ベターなのかと、こういうことを今後統廃合が、方向が大体決まりましたから、今度は学校の跡地をどういうふうを活用していったら住民の皆さんに一番喜んでもらえるのかと、そのことをこれ

からは検討していかなければならないと思っておりますので、我々も、その残り4校についても有効な活用、そういう部分を、これから議員の皆さんともですね、いろいろな意見をお聞きしながら進めてまいりたいと思っておりますので、その際にはひとつ議員の皆さんからのご指導、そしてまたご協力もぜひお願いを申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） 再質問はありませんか。坂本典男君。

○5番（坂本典男君） ご答弁ありがとうございました。

小学校、中学校がなくなっても、使用しなくなっても、建物はまだ使用可能だと思います。地域から学校がなくなるという、地域の元気がなくなるという声が地域からありました。ぜひ使用しなくなった学校をほかの事業などでぜひ使っていただいて、あとは何かほかの事業で地域振興に役に立つように使っていただければ、考えていただければなと思っていました。

それで、あと避難場所、避難所になっている学校施設にはぜひクーラーなど冷暖房を備えて、有事の際に備えていただきたいなと思っていました。

あとは、次に……（聴取不能）です。宅地造成ですけれども、人口減少が進む中、南部町に定住してもらうためにも宅地造成は必要な施策の一つだと考えますけれども、私自身も南部町へ、魅力ある町内外へPRしてまいりますので、南部町に移住を考えている方々の受皿としてぜひ進めて、宅地造成を進めていただければと思っております。

以上で私の質問を終わりますけれども、何かございましたらお願いします。

○議長（夏堀文孝君） 答弁は必要ですか。（「ちょっとだけ、何か」の声あり）町長。

○町長（工藤祐直君） いろいろありがとうございました。

跡地につきましては建物もある、面積もある。先ほど2点ばかり申し上げましたけれども、建物を解体して面積を有効に活用したほうがいいと思われる地区と、まだまだ校舎も新しくてと、体育館等でもありますから、運動、その地域の方々の運動施設としても活用できる、様々な活用方法があると思っておりますので、解体して活用を有効にする跡地と、残して、中を改修して有効に活用したほうがいいと、両面あると思いますので、それはしっかりとどちらがふさわしいか、また地域の方々はどっちのほうを望むんだらうかとか、そしてまた、交通便の関係もあるだろう

と思っております。それによってまた活用方法が違ってくるという部分もありますし、南小学校、山間地域にあるわけですが、そこは一般的に分譲宅地でというところと少し、やはりあそこは現実なところ厳しいものがあると思っておりますが、仮に、逆に広さを生かして、今非常にドッグランなどを希望されている方々も多く出てきています。そういう活用もあそこはできないのかとかですね、いろいろ、私自身もそれこそいろいろ今頭の中には入れております。その中からどれがいいだろうかということになってくると思いますので、宅地分譲もおかげさまでチェリータウン桜場40区画中37区画、先般も八戸の20代の方が購入ということも決まりました。あと3区画ありますけれども、早く全部販売にこぎつけければいいんですが、まずまず40区画中37区画が1年半で販売できたということは、それなりの効果になったなと思っておりますので、ただ分譲していく場合というのは、やはり交通の利便性とか様々そういうのもあって売れやすい土地もあれば、なかなか思ったように売れにくいというのも宅地分譲で課題としては出てくるでしょうから、そういう部分もいろいろ考慮しながら、いろいろな関係する跡地を、どんな活用が一番いいのかと。

そして、今統合する小・中学校には、今般の補正予算で予算計上しておりますが、9,000万ほど、エアコンを全教室に設置をするということを、申請をする準備に入っております。現在学校として残る学校はその補助事業でエアコン設置ができるわけですが、5月以降閉校になるという学校については、その事業ではエアコンの整備は補助対象外になるだろうと思っておりますので、そういう部分、単独でやらなければならない部分ということも考えながら、財政的になればいくぐらい必要になるということか、そういうのもしっかりと検討しながら、今坂本議員さんからもいろいろいただいたご意見等々もですね、十分に参考にさせていただきながら、思いもしっかりと受け止めながら進めてまいりたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（夏堀文孝君） ほかに質問はありませんか。ないですね。

これで坂本典男君の質問を終わります。

ここで11時まで休憩とします。

（午前10時47分）

○議長（夏堀文孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前11時00分）

○議長（夏堀文孝君） 7番、西野耕太郎君の質問を許します。西野耕太郎君。

（7番 西野耕太郎君 登壇）

○7番（西野耕太郎君） 第100回南部町議会定例会に一般質問の機会をいただき、感謝申し上げます。

早速質問に入らせていただきます。

新型コロナウイルス感染症は世界中で猛威を振るい、終息はいまだに見えない状況です。国は、来月からワクチン供給を市町村に行う予定で、ワクチン接種を高齢者や基礎疾患のある方から順次進めることになることから、多くの方が接種を行うことにより感染防止が図られ、早期に終息することを願うものであります。そのことを願いつつ、質問に入らせていただきます。

町合併15周年事業についてであります。

今年1月1日をもって合併15周年となり、町長はその在任中、町政においていろいろな施策を打ち出し町民の負託に応えてきました。

そこで、15周年を迎えるに当たり、次の2点についてお伺いするものであります。

1つ目は、今年度において合併15周年記念式典等の事業を行う予定があるかについてお伺いします。

2点目は、合併20周年を見据えた地域の一体化をいまだ促進する必要があることから、町長の今後の町政に対する考えについてお伺いするものであります。

以上2点について、ご答弁よろしくお願いいたします。

○議長（夏堀文孝君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、西野耕太郎議員にお答えを申し上げます。

まず、合併15周年記念事業についてであります。西野議員ご案内のとおり、平成18年1月1日に誕生した当町は、本年1月1日をもって合併15周年を迎えることができました。

合併以来、町政運営のかじとり役を務めさせていただいた身といたしましては、町民の皆様からの大きな期待とご支援という心強い風をいただきながら、議員はじめ各位の皆様からご支援、

ご協力により、これまで進むべき羅針盤の方向を誤ることなく進んで来ることができたものと感じております。ここに、改めて感謝の意を表したいと思います。

本来であれば、この15年間に町民の皆様が築き上げてきた功績を称えるとともに、光り輝く町の未来を展望し、将来へ向け、さらなる飛躍と発展を目指すため、多くの皆様が一堂に会し記念行事を実施するというのも、よい契機ではないかと考えておりました。しかし、現在のコロナ禍においては、多数の方々が一堂に会する記念行事につきましては、開催が非常に難しい状況になっております。

このような状況下にあることから、町では、ささやかな記念事業として、町民の皆様と合併15周年を祝うとともに、ふるさと納税で南部町を応援していただいた方に対して、南部町をさらにPRすることを目的として、令和2年12月の第98回南部町議会定例会へ「合併15周年記念エコバッグ作成事業費」を計上させていただいたところであります。記念品は、行政員を通じまして、行政員には今日届けられますので、町民の方々には、早い方々はもう明日の方もあるでしょうし、二、三日かかるところもあると思いますけれども、各世帯へ届けられるよう予定しておりますので、ぜひ日頃のお買物にご活用いただきたいと考えております。

次に、今後の町政に対する私の考え方についてのご質問でございますが、まず喫緊の課題といましては、新型コロナウイルス感染症から町民の健康と命を守るため、ワクチン接種対策に万全を期すとともに、状況を見極めながら、日常の生活を維持するための支援策、停滞した地域経済活動を回復させるための対策等に、スピード感をもって機動的に取り組んでいく必要があると思っております。

なお、本日午後にはワクチン接種のリハーサルを医療センターで実施し、安全で、そしてまたスピード感をもって、予定どおりに進められることができるようにリハーサルを行いたいと思っておりますし、もう一点は、既に皆さんにも届いたと思いますが、ワクチン接種について、16歳以上全員に接種を希望するか、希望する場合には医療機関、当初4か所の予定でございましたが、一昨日、かわむら内科クリニックさんからも、当医院においても接種可能ということで、町としては珍しい、医療センターを入れて5か所の医療関係者の下でワクチンを接種することができたということになっております。最終的にしっかりと、どこの病院が一番希望が多い病院なのか、医院なのか、それをしっかりとアンケートを分析して、混乱、混雑しないように努めていきたいと思っております。

一番今逆に心配しているのは、対応よりも、ワクチンが予定どおりに入ってくるかどうかという、来るのであればそれに沿ってしっかりと対応できると思っておりますし、一番は予定どおり

ワクチンが来ないときどういうふうになっていくか、そういうことも国、県の情報を早くキャッチしなければなりませんし、国には特にワクチンの数、これのめどを、早く我々自治体にも情報を流していただけるようお願いをしまいたいと思っております。

また、今年は、整備を進めてきた統合庁舎がいよいよ完成いたします。開庁を予定している8月2日に向け、円滑に業務を開始できるよう着実に準備を進めるほか、町の諸課題に対応するための事務事業につきましても、引き続きハード、ソフト両面において計画的に実施してまいりたいと思います。

いずれにいたしましても、就任以来進めてまいりました子育てに優しい町、健康で快適に安心して暮せる町の実現に向け、さらなる子育て支援の充実、また現在進めております名川第1工区の圃場整備、これを予定どおりに完成できるようにしっかりと取り組まなければならないと思っております。

また、先ほども申し上げましたが、小・中学校統廃合による跡地の活用計画、これは非常に大きな課題になってくると思いますが、まずそれらをしっかりと任期に、全身全霊を傾けながら取り組んでまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 再質問ありませんか。西野耕太郎君。

○7番（西野耕太郎君） 町長答弁ありがとうございました。

町長からも今後についての、統合庁舎は8月に業務を開始するということもあります。産業、観光振興、医療福祉の充実、当然第1工区もこの中に入りますけれども、教育、文化の振興などまだまだたくさんの施策が必要であるというのは、私も思っております。

特にこれからは町長、子育ての話も出ましたけれども、少子化と高齢化が進展して、人口も減少してきています。さらにはコロナ禍の中での生活様式の変化と多様化により、人々の価値観も変わってきており、この世の中で町政においても柔軟に対応することが求められてくるのかというふうに思っています。

町長は、先ほども言いましたとおり、合併から4期の実績があり、いろいろな施策を打ち出して今日まで来ていただいております。今後合併20周年を迎えるに当たり、大きな節目でもある今後の5年間というのもあるわけですが、今まさしく新型コロナ禍の中で、多くの町民にワクチン接種をしていただき、感染防止を図るため、さらにはコロナ対策を進めていく上でも、町

長には引き続きこの南部町の町政を担ってほしいなという思いがあります。来年２月には選挙も控えております。どうか町長の思いをお聞きし、私の質問を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 今、西野議員さんから、今後南部町としての課題、取り組んでいかなければならない重点事項等々もお話をいただいたわけでございまして、まさにこれからコロナの終息に向けてですね、その対策と併せていわゆる南部町のまちづくり、こういうことをしっかりと考えて取り組んでいかなければならない大事な時期になると思っております。

そういう中で、今、西野議員さんから大変激励な言葉をいただいたわけでございますけれども、私も一般的に見られる立場は長期政権だなど、そういう年数にも入っていると思っておりますけれども、まずは今後の課題を皆さんとともに解決をしていくために同志の議員の皆さん、そしてまた当然私の後援会という組織もあるわけでございまして、そういう方々と今後相談をさせていただきながら、しっかりとまず残りの任期、これをおろそかにならないようにしっかりと住民の皆さんが安心できる、このことをまず残りの任期、全身全霊を込めてですね、取組をしながら、いずれにしましても、いずれ同志の皆様方とご相談をさせていただきながら、自分なりに少しの時間をいただいて判断をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思っております。

○議長（夏堀文孝君） ほかに質問はありませんか。（「なし」の声あり）

これで西野耕太郎君の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（夏堀文孝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、３月５日は午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。

（午前11時14分）

令和 3 年 3 月 5 日（金曜日）

第 1 0 0 回南部町議会定例会会議録

（第 4 号）

第100回南部町議会定例会

議事日程（第4号）

令和3年3月5日（金）午前10時開議

- | | | |
|------|--------|---|
| 第 1 | 報告第3号 | 専決処分した事項の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について（南部町新庁舎建設工事）） |
| 第 2 | 報告第4号 | 専決処分した事項の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について（昼ノ前・名久井小学校線道路改良舗装工事）） |
| 第 3 | 報告第5号 | 専決処分した事項の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について（新庁舎車庫・倉庫建設工事）） |
| 第 4 | 議案第2号 | 令和3年度南部町一般会計予算 |
| 第 5 | 議案第3号 | 令和3年度南部町学校給食センター特別会計予算 |
| 第 6 | 議案第4号 | 令和3年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計予算 |
| 第 7 | 議案第5号 | 令和3年度南部町国民健康保険特別会計予算 |
| 第 8 | 議案第6号 | 令和3年度南部町介護保険特別会計予算 |
| 第 9 | 議案第7号 | 令和3年度南部町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 第 10 | 議案第8号 | 令和3年度南部町病院事業会計予算 |
| 第 11 | 議案第9号 | 令和3年度南部町公共下水道事業特別会計予算 |
| 第 12 | 議案第10号 | 令和3年度南部町農業集落排水事業特別会計予算 |
| 第 13 | 議案第11号 | 令和3年度南部町営地方卸売市場特別会計予算 |
| 第 14 | 議案第12号 | 令和3年度南部町大字上名久井財産区特別会計予算 |
| 第 15 | 議案第13号 | 令和3年度南部町大字平財産区特別会計予算 |
| 第 16 | 議案第14号 | 令和3年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計予算 |
| 第 17 | 議案第15号 | 令和3年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計予算 |
| 第 18 | 議案第16号 | 令和3年度南部町大平財産区特別会計予算 |
| 第 19 | 議案第17号 | 令和3年度南部町名久井岳財産区特別会計予算 |
| 第 20 | 議案第18号 | 南部町課設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 21 | 議案第19号 | 南部町集会所条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 22 | 議案第20号 | 南部町消防施設条例の一部を改正する条例の制定について |

- 第 23 議案第21号 南部町固定資産評価審査委員会条例及び南部町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 24 議案第22号 南部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 25 議案第23号 南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 26 議案第24号 南部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 27 議案第25号 南部町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 28 議案第26号 町道の路線認定について
- 第 29 議案第27号 町道の路線変更について
- 第 30 議案第28号 指定管理者の指定について（苫米地集会所他32施設）
- 第 31 議案第29号 指定管理者の指定について（南部町名川老人福祉センター他 3 施設）
- 第 32 議案第30号 指定管理者の指定について（鳥舌内すこやかセンター他 1 施設）
- 第 33 議案第31号 指定管理者の指定について（南部町健康増進センター他 1 施設）
- 第 34 議案第32号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合規約の変更について
- 第 35 議案第33号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 第 36 議案第34号 新町建設計画の変更について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

2 番	松 本 啓 吾 君	3 番	久 保 利 樹 君
4 番	夏 堀 嘉一郎 君	5 番	坂 本 典 男 君
6 番	滝 田 勉 君	7 番	西 野 耕太郎 君
8 番	山 田 賢 司 君	9 番	八木田 憲 司 君
10番	中 舘 文 雄 君	11番	工 藤 正 孝 君
12番	夏 堀 文 孝 君	13番	沼 畑 俊 一 君

14番 根 市 勲 君

15番 馬 場 又 彦 君

16番 川守田 稔 君

欠席議員（1名）

1 番 工 藤 愛 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	佐々木 俊 昭 君
総 務 課 長	久保田 敏 彦 君	企 画 財 政 課 長	金 野 貢 君
交 流 推 進 課 長	松 原 浩 紀 君	税 務 課 長	下井田 耕 一 君
住 民 生 活 課 長	岩 間 雅 之 君	健康福祉課参事	福 田 勉 君
農 林 課 参 事	東 野 成 人 君	商工観光課長	元 沢 清 則 君
建 設 課 長	松 橋 悟 君	会 計 管 理 者	野 月 正 治 君
医 療 セ ン タ ー 参 事	佐々木 大 君	市 場 長	馬 場 均 君
教 育 長	高 橋 力 也 君	学 務 課 参 事	中 村 貞 雄 君
社会教育課参事	佐々木 高 弘 君	農業委員会事務局長	夏 堀 勝 徳 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 参 事	中 里 司	班 長	小 林 京 子
総 括 主 査	坂 本 裕 昭		

◎再開の宣告

○議長（夏堀文孝君） これより第100回南部町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（夏堀文孝君） 日程第1、報告第3号「専決処分した事項の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について（南部町新庁舎建設工事））」を議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（久保田敏彦君） おはようございます。

それでは、説明資料の1ページをお開き願います。

報告第3号「工事請負契約の一部を変更する契約の締結について（南部町新庁舎建設工事）」についてご説明いたします。

工事請負契約の一部を変更する契約の締結につきまして、南部町長が専決処分できる軽易な事項の指定に基づき専決処分したものであります。

専決年月日は、令和3年2月18日。工事名は、南部町新庁舎建設工事。工事場所は、大字平地内。契約の相手方は、五洋建設・松本工務店特定建設工事共同企業体。構成員、五洋建設株式会社東北支店。同じく構成員、株式会社松本工務店。変更前の請負代金25億3,176万円に請負代金の3.66%となる9,273万円を追加するものであります。

変更内容は、3階吹き抜け部の自動換気窓の点検用通路の追加、アルミ製、スチール製、軽量スチール製扉の仕様変更などによるものであります。

以上につきまして地方自治法の規定に基づきご報告申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。

これで報告第3号を終わります。

◎報告第4号の上程、説明、質疑

○議長（夏堀文孝君） 日程第2、報告第4号「専決処分した事項の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について（昼ノ前・名久井小学校線道路改良舗装工事））」を議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（久保田敏彦君） 説明資料の2ページをお開き願います。

報告第4号「工事請負契約の一部を変更する契約の締結について（昼ノ前・名久井小学校線道路改良舗装工事）」についてご説明いたします。

工事請負契約の一部を変更する契約の締結につきまして、南部町長が専決処分できる軽易な事項の指定に基づき専決処分したものであります。

専決年月日は、令和3年2月18日。工事名は、昼ノ前・名久井小学校線道路改良舗装工事。工事場所は、大字上名久井地内。契約の相手方は、株式会社四戸興業。変更前の請負代金4,803万3,920円に請負代金の2.75%となる132万3,080円を追加するものであります。

変更内容は、植生基材吹付工を植生マット工に変更したこと、転落防止柵を追加したことなどによるものであります。

以上につきまして地方自治法の規定に基づきご報告申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 質疑なしと認めます。

これで報告第4号を終わります。

◎報告第5号の上程、説明、質疑

○議長(夏堀文孝君) 日程第3、報告第5号「専決処分した事項の報告について(工事請負契約の一部を変更する契約の締結について(新庁舎車庫・倉庫建設工事))」を議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長(久保田敏彦君) 説明資料の3ページをお開き願います。

報告第5号「工事請負契約の一部を変更する契約の締結について(新庁舎車庫・倉庫建設工事)」についてご説明いたします。

工事請負契約の一部を変更する契約の締結につきまして、南部町長が専決処分できる軽易な事項の指定に基づき専決処分したものであります。

専決年月日は、令和3年2月18日。工事名は、新庁舎車庫・倉庫建設工事。工事場所は、大字平地内。契約の相手方は、株式会社松本工務店。変更前の請負代金1億8,480万円に請負代金の3.01%となる555万5,000円を追加するものであります。

変更内容は、2階と1階の屋根の間をふさぐ鋼製プレートの追加、オーバースライダーの床見切りに鋼製アングルを追加したことなどによるものであります。

以上につきまして地方自治法の規定に基づきご報告申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長(夏堀文孝君) 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。

これで報告第5号を終わります。

◎議案第2号から議案第17号の上程、委員会付託

○議長（夏堀文孝君） お諮りします。

日程第4、議案第2号から日程第19、議案第17号までの令和3年度南部町各会計予算16件を会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第2号から議案第17号までを一括議題とします。

お諮りします。ただいま議題としました議案16件については、委員会条例第6条の規定により、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第2号から議案第17号までの議案16件については、予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。なお、予算特別委員長及び副委員長の選任については、委員会条例第9条第2項の規定により、委員会で互選することになっております。委員長及び副委員長を互選するための予算特別委員会をこの席から口頭をもって招集します。本日、本会議終了後、この議場において開催しますので、ご了承願います。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第20、議案第18号「南部町課設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（久保田敏彦君） 説明資料の4ページをお開き願います。

議案第18号「南部町課設置条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

現在、健康福祉課で担当しております業務をより効果的に推進するため、令和3年4月1日から、健康福祉課を2課体制に移行させ、福祉介護課と健康こども課を設置するため、所要の改正を行うものであります。

福祉介護課の事務分掌は、地域福祉、福祉施設、介護保険に関すること。健康こども課の事務分掌は、健康増進、保健施設、国民健康保険、後期高齢者医療制度、子育て支援に関するものとして、地域包括ケアに関することは今後も連携をとって進めていくため、両課の事務分掌とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第18号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第21、議案第19号「南部町集会所条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（久保田敏彦君） 説明資料の5ページをお開き願います。

議案第19号「南部町集会所条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

移転新築した福地第8分団屯所に坵渡地区の集会所を併設したことに伴い、集会所条例の別表から坵渡研修館を削除するほか、建設中の上名久井公民館を新たに追加するもので、施行日は令和3年4月1日でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第19号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第22、議案第20号「南部町消防施設条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（久保田敏彦君） 説明資料の6ページをお開き願います。

議案第20号「南部町消防施設条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

名川第1分団と名川第11分団の屯所敷地を分筆したものと福地第8分団の移転新築に伴い、消防施設の位置を改めるもので、施行日は令和3年4月1日でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第20号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第23、議案第21号「南部町固定資産評価審査委員会条例及び南部町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（久保田敏彦君） 説明資料の7ページをお開き願います。

議案第21号「南部町固定資産評価審査委員会条例及び南部町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

国が進めている押印見直しによる行政手続きの簡素化に伴い、条例で規定する押印に関して可能なものについて見直し、押印を廃止するものであります。

具体的には、第1条、南部町固定資産評価審査委員会条例においては、審査申出書や調書などへの押印について削除するほか、第2条、南部町職員の服務の宣誓に関する条例においては、様式の改正により押印を廃止し署名のみとするもので、施行日は令和3年4月1日であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第21号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君）異議なしと認めます。

議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第24、議案第22号「南部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課参事（福田勉君） 説明資料の9ページをお開きください。

議案第22号「南部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明いたします。

初めに、趣旨でございますが、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、新型コロナウイルス感染症の定義を新たに規定し直すため、所要の改正を行うものです。

続いて、内容でございますが、新型コロナウイルス感染症の定義につきましては、改正前は新型インフルエンザ等対策特別措置法行（以下「法律」といいます。）、この附則第1条の2に規定する感染症としておりましたが、今回の法律の改正で附則第1条の2が削除されました。これに伴いまして、本条例で定める新型コロナウイルス感染症の定義を新たに規定し直すものでございます。

参考としまして、改正前の新型インフルエンザ等対策特別措置法の附則第1条の2の全文は以下のとおりでございます。

次の新旧対照表をごらんください。次に10ページをお願いします。

下線部が改正部分です。改正前の文言が改正後の文言となりますが、改正前も改正後も内容は同様でございます。

施行日は交付の日です。

その他といたしまして、附則におきまして、南部町国民健康保険税条例の一部改正及び南部町

介護保険条例の一部改正を行い、上記同様、定義を新たに規定し直すものでございます。

以上で議案第22号の説明を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 説明終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。川守田稔君。

○16番（川守田稔君） この新型コロナウイルスの定義についてですね、これまでは新型インフルエンザ等対策特別措置法という、その中にですね、新型コロナウイルスっていうのを追加しておったわけですが、今はそうすると、この新型インフルエンザ等対策特別措置法から分離させたということなんでしょうか。勉強不足なので説明お願いします。

○議長（夏堀文孝君） 健康福祉課長。

○健康福祉課参事（福田勉君） ただいまの質問にお答え申し上げます。

分離させたというより、改正前が、この下線部のとおり、附則第1条の2で規定する感染症という文言になっておりまして、9ページを見ていただきたいのですが、第1条の2の文言がそこに全文ございまして、下線部の部分、これが改正後の文言にかわったわけでございます。

削除されたので、附則第1条の2という表現ではまずいということで、法律のほうの改正前の文言をそのまま引用した。したがって、中身的には同じ内容となつてございます、ということです。（「中身はかわらない」の声あり）そういうことです。以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） ほかに質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第22号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。

議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(夏堀文孝君) 日程第25、議案第23号「南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課参事(福田勉君) 説明資料の11ページをお願いいたします。

議案第23号「南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明いたします。

初めに、趣旨でございますが、令和3年度から令和5年度までの3カ年の保険料及び保険料の軽減措置について定めるとともに、介護保険法施行令の一部改正に伴い所要の改正を行うものです。

続いて、内容でございますが、改正する内容が(1)から(3)までの3点ございます。(1)と(2)は健康福祉課から、(3)は税務課から説明いたします。

まず、(1)は、令和3年度から令和5年度までの第1号被保険者の保険料額を定めるものでございます。表にありますとおり、保険料の額に変更はございません。

(2)は、第1段階から第3段階のまでの保険料につきまして、表にありますとおり、令和2年度に実施されている保険料の軽減措置を令和3年度以降も同様な内容で引き続き実施するものでございます。

○議長(夏堀文孝君) 税務課長。

○税務課長(下井田耕一君) 続きまして、税務課から保険料算定に関する部分の改正についてご説明申し上げます。

11ページ、1番下の（3）介護保険料算定の基礎として算出する所得額についてであります、令和2年度税制改正におきまして、所得税における譲渡所得に低未利用土地を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除が追加されました。これに伴いまして、第5条、普通徴収の特例に低未利用地に関する条項を含めた租税特別措置法で規定する特別控除を追加、整理し、納入義務者に不利益が生じないようにするとともに、合計所得がマイナスとなる場合はゼロとする改正を行うものであります。なお、本条項が適用となった納入義務者はございません。

税務課からは以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 健康福祉課長。

○健康福祉課参事(福田勉君) 再び、私の方から説明いたします。

新旧対照表は、12ページから13ページにかけての表のとおりでございます。

施行日は令和3年4月1日です。

参考といたしまして14ページの表をごらんください。

第1段階から第9段階までの保険料の額ですが、いずれの段階も改正前、改正後ともに同額となっております。また、青色の第1段階から第3段階の部分ですが、保険料の軽減措置の内容が改正前、改正後ともに同様となっております。

以上で議案第23号の説明を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第23号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君）異議なしと認めます。

議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第26、議案第24号「南部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課参事（福田勉君） それでは、説明資料の15ページをお開きください。

議案第24号「南部町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について」をご説明いたします。

初めに、趣旨でございますが、厚生労働省で定めている指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴いまして、感染症対策及び業務継続に向けた取組の強化並びに高齢者虐待防止の推進等に関する規定の整備などを行うため、所要の改正を行うものです。

続いて、内容でございますが、まず（１）の本議案の概要ですが、表にありますとおり、第1条から第4条までの4つの条例の一部改正を行うものでございます。（２）の改正の主な内容ですが、まず、①の第1条から第4条に共通するものとして、下のアから、次のページをお願いいたします、次のページのカまでの6項目で、義務付ける規定につきましては、努力義務の経過措置を設けるものでございます。

次に、②の第1条及び第2条に係るものとして、認知症介護基礎研修の受講の義務付けを規定するもので、これについても努力義務の経過措置を設けるものでございます。

最後に、③の第3条に係るものとして、訪問介護が利用居宅サービスの大部分を占める等のケアプランにつきましては、その点検・検証の仕組みを令和3年10月から導入するものでございます。

施行日は令和3年4月1日です。

以上で議案第24号の説明を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第24号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第27、議案第25号「南部町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（松橋悟君） 資料17ページをお開き願います。

議案第25号「南部町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を説明いたします。

趣旨ですが、道路法施行令の一部改正に伴い道路占用料の額を改めるため、所要の改正を行う

ものです。

内容ですが、平成30年度に行われた固定資産税評価額の評価替えや地価に対する賃料の水準の変動等を反映した占用料の額を改定するもので、条例の別表を資料18ページから21ページの新旧対照表の改正後のとおり一部改正するものです。

施行日は令和3年4月1日となります。

以上で議案第25号の説明を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第25号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号及び議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） お諮りします。

日程第28、議案第26号「町道の路線認定について」、日程第29、議案第27号「町道の路線変更について」の議案2件を会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第26号及び議案第27号の議案2件を一括議題とすることに決定しました。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（松橋悟君） 資料は22ページから25ページになります。

議案第26号「町道の路線認定について」並びに議案第27号「町道の路線変更について」を説明いたします。

まず、議案第25号「町道の路線認定について」、資料の22ページをお開き願います。

趣旨ですが、一般県道苫米地兎内線交通安全施設整備事業の工事完了に伴い、既存の町道路線について2つの路線に分けて町道を認定する必要があるほか、旧県道の移管があり、両路線について公共性の観点から町道として管理することが望ましいことから新規認定をするため、道路法の規定により議会の議決を求めるものです。

内容ですが、認定する路線は2路線です。まず、整理番号348、その他町道、町中・後小路線、続きまして、整理番号349、その他町道、殿村5号線です。整理番号につきましては町道路線番号となるものです。

次のページに位置図などを示しておりますので、23ページをお開き願います。

上の図面は、今回認定する2路線を住宅地図に示したものです。赤い路線が整理番号348、町中・後小路線です。こちらは、旧県道の移管路線。次に、水色の路線が整理番号349、殿村5号線です。こちらは、この後の議案第27号で説明いたします既存のその他町道、殿村2号線が県道工事により2つに分断されたうちの1路線となります。橙色の線は、県道苫米地兎内線の工事完了区間、黒い線は国道104号を表しています。

下の図面は、町道認定路線網図に今回の路線の位置を示したものとなります。

施行日は告示の日となります。

続きまして、議案第27号「町道の路線変更について」を説明いたします。24ページをお開き願います。

趣旨ですが、先ほどの議案第26号での説明同様、一般県道苫米地兎内線の工事完了に伴うもので、既存のその他町道の起点部の位置が変更となるため、議会の議決を求めるものです。

内容ですが、変更する路線は整理番号337、路線名は殿村2号線です。

次のページに位置図などを示しております。25ページをお開き願います。

上の図面は、今回変更する路線を住宅地図に示したものです。赤い路線がその他町道、殿村2号線です。先ほどの議案第26号でも説明いたしました県道工事により、既存の町道殿村2号線が2つに分断され、起点部の位置が変わるものです。

下の図面は、町道認定路線網図に今回の路線の位置を示したものとなります。

施行日は告示の日となります。

以上で議案第26号並びに議案第27号の説明を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第26号及び議案第27号の議案2件を一括して採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第26号及び議案第27号の議案2件は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号から議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） お諮りします。

日程第30、議案第28号「指定管理者の指定について（苫米地集会所他32施設）」、日程第31、

議案第29号「指定管理者の指定について（南部町名川老人福祉センター他3施設）」、日程第32、議案第30号「指定管理者の指定について（鳥舌内すこやかセンター他1施設）」、日程第33、議案第31号「指定管理者の指定について（南部町健康増進センター他1施設）」の議案4件を会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第28号から議案第31号までの議案4件を一括議題とすることに決定しました。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（久保田敏彦君） 説明資料の26ページをお開き願います。

議案第28号から議案第31号までを併せてご説明いたします。

いずれも令和3年3月31日で指定期間が終了する施設につきまして、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間、引き続き指定管理者として指定することを基本とするものであります。

議案第28号「指定管理者の指定について（苫米地集会所他32施設）」でございますが、総務課所管の施設及び今年度建設している上名久井公民館につきまして、指定管理者として指定するものであります。指定管理となる団体は、説明資料の2の一覧表のとおりで、継続する施設については、①苫米地集会所は苫米地上・後町内会とするなど、名称変更した団体はございますが、実質的にこれまでと同じ団体を引き続き指定し、新築される上名久井公民館の指定管理者に、新たに上名久井公民館運営委員会を指定するものであります。

次に説明資料の28ページをお開き願います。

議案第29号「指定管理者の指定について（南部町名川老人福祉センター他3施設）」でございますが、健康福祉課所管の施設について、指定管理者として指定するものであります。指定管理となる団体は、説明資料の2の一覧表のとおり、これまでと同じ団体を引き続き指定するものであります。

次に説明資料の29ページをお開き願います。

議案第30号「指定管理者の指定について（鳥舌内すこやかセンター他1施設）」でございますが、農林課所管の施設について、指定管理者として指定するものであります。指定管理となる団

体は、説明資料の2の一覧表のとおり、これまでと同じ団体を引き続き指定するものであります。
次に説明資料の30ページをお開き願います。

議案第31号「指定管理者の指定について（南部町健康増進センター他1施設）」でございますが、商工観光課所管の施設について、指定管理者として指定するものであります。指定管理となる団体は、説明資料の2の一覧表のとおり、これまでと同じ団体を引き続き指定するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第28号から議案第31号までの議案4件を一括して採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第28号から議案第31号までの議案4件は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号及び議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） お諮りします。

日程第34、議案第32号「青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青

森州市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森州市町村総合事務組合規約の変更について」、日程第35、議案第33号「青森州市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森州市町村職員退職手当組合規約の変更について」の議案2件を会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。

議案第32号及び議案第33号の議案2件を一括議題とすることに決定しました。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長(久保田敏彦君) 説明資料の31ページをお開き願います。

議案第32号と議案第33号を併せてご説明いたします。

いずれも、十和田地区環境整備事務組合が令和3年3月31日をもって解散することに伴い、地方自治法の規定に基づき、関係地方公共団体と協議する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

協議する内容でございますが、議案第32号「青森州市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森州市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森州市町村総合事務組合規約の変更について」は、組合組織団体数の減少及び共同処理する事務の変更並びに組合規約の変更について、十和田地区環境整備事務組合に関連する部分を削除するものであります。

説明資料の33ページをお開き願います。

議案第33号「青森州市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森州市町村職員退職手当組合規約の変更について」は、組合組織団体数の減少及び組合規約の変更について、十和田地区環境整備事務組合に関連する部分を削除するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長(夏堀文孝君) 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第32号及び議案第33号の議案2件を一括して採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第32号及び議案第33号の議案2件は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第36、議案第34号「新町建設計画の変更について」を議題とします。
本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（金野貢君） 説明資料の34ページをお開き願います。

議案第34号「新町建設計画の変更について」ご説明申し上げます。

趣旨でございますが、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律が一部改正され、合併特例債の発行可能期間が5年間延長されたことに伴い、南部町におきましても、引き続き合併特例債を有効活用するため、新町建設計画を変更するものでございます。

変更する内容としまして、まず1点目は、計画期間を令和7年度まで5年間延長するものでございます。2点目は、人口などの主要指標について確定値を反映させると共に、令和7年度までの推計値を追加するものでございます。3点目は、財政計画について、これまでの決算値を反映させ、令和7年度までの財政推計を行い、追加するものでございます。

これら変更内容につきましては、県との協議は既に完了しており、ご議決をいただいた後は、

総務大臣及び県知事に対し変更後の計画を提出することとなるものでございます。

なお、議案書には変更箇所が比較できるよう新旧対照表を添付しているほか、別冊で変更後の新町建設計画をお配りしておりますので、ご参照くださいますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。中舘文雄君。

○10番（中舘文雄君） 今の説明の中で訂正説明がなかったものですから、質問します。今、私も、今、課長説明あったように、議案書と新町建設計画改正版が提出されました。この中で、改正された場所と議案書にのっている文章と、改正版に掲示された文章が違います。違うところがあります。これは、チェックされてこれなったんですか。まずそれ1点。

それから、県との協議の資料は、どれを持って行って協議して終了したのか。もう終了したってことです。これが改正版の資料であれば、改正しなきゃいけません、また。こっちの資料であればですよ。議案書の文章で協議してるのであればいいでしょうけども、この改正版が違う文章になってます。なんでこの文章が変わったのか。

チェックしたかどうか、まず1点。それから、県の協議をどの資料で協議したのか。で、これから、逆に我々はどっちの案で審議すればよいか。議案書として出ている文章と、改正版の29ページ、ページ数まで指定しているものが違う文章なんですよ。なぜこうなったか、3点まずお聞きします。

○議長（夏堀文孝君） 中舘議員。相違しているページ数とか分かればお知らせください。

○10番（中舘文雄君） 議案書の文章は、29ページって欄のところの文章があります。それから、この計画書の29ページ、それに該当するところの文章見てください。ちゃんと精査してチェックしていれば分かるはずですよ。ここに抜けている文言があるんですよ。文章の構成からいって、当然その文章は生きた形でこの計画書が構成されています。それが抜けたことによって、数字を見て、なんだこの数字っていうような文あるんです。我々議会では、この数字を、計画書そのものは議会で承認して届けているものですから、正確性が必要となると思いますので、言います。チェックしていないようですから言います。この文章の中に、29ページの計画書の中に、人口・世帯

数の見通しっていう欄のところの2行目、この中から、「次ページの表のとおり」って文言抜いてます、ここは。これが無ければ、次のページの、30ページの表を見るっていうような、そういう構成で編集されているんですよ。なぜここが抜けたのか。議案書は入ってます。訂正しない場所として、そこは残る文章として残ってます。ただし実際に、計画書改正版の中では、その文章が入ってない文章がここにのってるんですよ。なんでそうなったか。それをお聞きします。

○議長（夏堀文孝君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金野貢君） チェックをまずおこなったかどうか、ということでございますが、チェックはしたつもりでございます。間違いがあったのであれば訂正をさせていただきたいと思えます。また、県との協議でございますが、県との協議は、こちらの改正後の資料を県のほうと協議して事前協議をしております。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 中舘文雄君。

○10番（中舘文雄君） それであればですね、県ともう一度、改めて……。実際に、なぜ、「次の表のとおり」っていう文章を抜いたかってことなんです。分かりますか。手元にはないんですか。議案書は、それが、改正しないっていうことで、我々に提案されてるんですよ。その文章は残すことになっているわけ、改正しないで。ところが、計画書にのっているのはそれが抜けているんですよ。ですから、チェックしたとは私は言えない。担当者がですね。ちゃんとそこは精査してチェックしていれば、あれっていうのは気が付くはずなんです。だから、県とこれを持って行って、計画書のほうを持って行って協議したのであれば、改めて、ちゃんとした「次の表のとおり」っていうような文章をいれた文章でいかないと、計画書そのもののね、文脈からいって、つじつま合わなくなる。そこ、私が言いたいから質問しました。それに対してどういう考えか、訂正して改めてやるのか、我々議員に対しても訂正した文章を改めて提示するのか、そこをお聞きします。

○議長（夏堀文孝君） 暫時休憩します。

（午前10時51分）

○議長（夏堀文孝君） 休憩を解き、会議を再開します。

（午前11時08分）

○議長（夏堀文孝君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金野貢君） それでは、議案書ですね、187ページと、あと別途お配りしております新町建設計画、こちらの29ページをごらんいただきたいと思います。

議案書の新旧対照の表のほうでは、ページ中ほどで「令和7年」という言葉の前に「次ページの表のとおり」という言葉がアンダーラインなしで記載されております。しかし、訂正した後の新町建設計画29ページの上段（1）人口・世帯数の見通しの本文2行目、この「令和7年」の前に「次ページの表のとおり」という言葉がおちております。これは、こちらの新町建設計画改正後を作成する際の誤りでございました。先ほどはチェックしておるということ申しましたけどもチェック漏れでございます。大変申し訳ございませんでした。今後の対応でございますが、早急にこの部分、県と文言がおちていたということを再調整させていただきまして、修正後の資料につきましては、会期中にですね、改めて作り直して議員の皆様にお配りしたいと思います。このたびは大変申し訳ございませんした。

○議長（夏堀文孝君） ほかに質疑ありませんか。山田賢司君。

○8番（山田賢司君） 私の勉強不足というか、何か分かんないんですけども、最後のページの財政計画見ますと、令和7年度までほとんど横ばいで収入があると。人口減少とか、高齢化する中でこの収入が保たれていくのか、という疑問が一つあります。次の財政支出のほうですけども、歳出のほうですが、職員人件費かわらず、職員数等がかわらないということだと思えるんですけど、計画的にいつ、今、新庁舎統合、それによるサービスがよくなる、また、職員の数もその中でやっていいのか、少しは減るのではないかな、減らしてもいいのではないかなという考え方をもてるわけですが、その辺、この中では、ちょっと読みとれないというか、計画の中で本当に歳入がこれだけあって、歳出をこれだけしていつていいのかっていう疑問が残るんですが、どう

为什么呢。

○議長（夏堀文孝君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金野貢君） それでは、お配りしております建設計画の63ページをごらんいただきたいと思います。

63ページの下段の令和2年度以降の数値をちょっとごらんいただきたいと思いますが、まず、これをどのように見込んだかというのを簡単にご説明させていただきます。

まず、地方税でございます。地方税は、まず、令和2年度につきましては、現在の予算、運営している最中でございますが、ここから今年度の決算の見込みをおおむねたててございます。それで15億6,200万という見込みをたてました。令和3年度につきましては、コロナの影響により、そうとう減収があるだろうということで、1割の減少を見込んでございます。さらに、4年度以降は、コロナの減少が徐々に回復していくだろうということで、毎年1%程度の増額を見込んでいるということでございます。

それから、収入の大層を占めます地方交付税でございますが、令和3年度は、今回の定例会でもさまざま申し上げておりますが、1億円程度減少するだろうと、見込みで計上しております。その後、令和4年度以降につきましては、交付税に算入されております地方債が、徐々に、南部町の地方債減ってまいりますので、交付税に算入される額も減ってくるというところを勘案して、徐々に減額させているというところでございます。人口が減っていった際どこに影響が出てくるかということでございますが、恐らく、この地方税と地方交付税に大きく影響してくるのではないかなというふうには思われますが、国のほうでは毎年、なんと言いますか、一般財源を地方の一般財源については、確保していくという方向性を示していただいておりますので、このところは人口減少によっていくら下げるところまで見込んではいません。

それから、次のページ、64ページをごらんいただきたいと思います。

人件費がほぼ横ばいということでございますが、下段の令和2年度の数字、こちらが元年度より大分ふえてございます。これは、老健の職員を一般会計のほうで引き受けたために増額となったものでございまして、これ以降は少しずつではございますけども職員も、先ほど山田議員おっしゃいましたとおり、統合庁舎もできることですので、職員を徐々に減らしていく必要があるということで毎年0.2%という、少しずつではございますが減少させていくということで見込みでございまして、このような財政計画になったというものでございます。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 総務課長。

○総務課長（久保田敏彦君） 職員の人事管理のことでお答え申し上げます。

今、企画財政課長から話があったとおりでございますが、今、老健の職員がこちらのほうに入ってきたというのを、人員管理計画というものは10年のスパンでたてておりまして、その中でこれからの退職する方の人数よりは少ない人数を採用するというかたちで、少しずつは吸収していくというかたちで、まず、以前のかたちに戻す、その後またですね、山田議員おっしゃったように、職員を少しずつ減少させていくというかたちでの10年の定員管理計画をたてております。この数字にはちょっとのってない、この先のほうで減ってくるような人数ではございますが、そのような計画に基づいて、これから人員管理をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） 山田賢司君。

○8番（山田賢司君） その辺は、よくわかりましたが、計画をたてる上でやっぱり財政的にも改革しながら、歳出をおさえるっていう部分も必要だと思うんですね。統合庁舎建てるときに、統合したらどの程度財政が余裕ができるっていうか、歳出が減らせるのかってことで、三千万から四千万規模の財政支出がおさえられるのではないのかなという話がでたわけですね。そういう中で、せっかくそこまで切り詰めるのであれば統合庁舎を建設しましょうと、そういう話に我々議会もなったわけですから、そういう中で、この金額が減っていかないというのはちょっとおかしいんじゃないのという部分ももたれると思うし、また、それに取り組む姿勢というのも我々もっていかなきゃならないと思うので、やはり、財政改革も必要だと思いますし、行政改革も必要だと思いますし、その辺はやはり数字にあらわして、この目標値をもっていくべきではないかなと思った次第であります。よろしくお願いします。

○議長（夏堀文孝君） ほかに質疑ありませんか。川守田稔君。

○16番（川守田稔君） 54ページお願いします。自治体経営の確立のところです。

「本計画を基礎に新町としての第1次総合振興計画を策定し」とあります。これが1次なのか、2次なのか、それは問いません。

そうすると、2ページに戻ってください。

計画の趣旨があります。「新町のまちづくりの詳細かつ具体的な内容については、新町において策定する総合振興計画の基本構想・基本計画などに委ねます。」とあります。ていうことは、これが1番トップの計画っていうことになるんですか。どういう位置付けでこの新町建設計画っていうのが位置付けられるんでしょうか。

○議長（夏堀文孝君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金野貢君） 説明不足で大変申し訳ございませんでした。まず、この新町建設計画というものが何であるかというのをご説明申し上げます。

旧3町村が合併する際にですね、新町の速やかな一体化を促進し、地域の均衡ある発展と地域の福祉向上を図るため、新町のまちづくりの概要を示し、そのために行う事業等を定める計画のことでございます。要するに、南部町ができる前に、この新町建設計画というものを策定したものであるということをまずご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第34号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（夏堀文孝君） これをもちまして、本日の日程は全部終了しました。

なお、3月12日は、午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。

（午前11時20分）

令和 3 年 3 月 12 日（金曜日）

第 1 0 0 回南部町議会定例会会議録

（第 5 号）

第100回南部町議会定例会

議事日程（第5号）

令和3年3月12日（金）午前10時開議

- | | | |
|------|---------|----------------------------------|
| 第 1 | 議案第2号 | 令和3年度南部町一般会計予算 |
| 第 2 | 議案第3号 | 令和3年度南部町学校給食センター特別会計予算 |
| 第 3 | 議案第4号 | 令和3年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計予算 |
| 第 4 | 議案第5号 | 令和3年度南部町国民健康保険特別会計予算 |
| 第 5 | 議案第6号 | 令和3年度南部町介護保険特別会計予算 |
| 第 6 | 議案第7号 | 令和3年度南部町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 第 7 | 議案第8号 | 令和3年度南部町病院事業会計予算 |
| 第 8 | 議案第9号 | 令和3年度南部町公共下水道事業特別会計予算 |
| 第 9 | 議案第10号 | 令和3年度南部町農業集落排水事業特別会計予算 |
| 第 10 | 議案第11号 | 令和3年度南部町営地方卸売市場特別会計予算 |
| 第 11 | 議案第12号 | 令和3年度南部町大字上名久井財産区特別会計予算 |
| 第 12 | 議案第13号 | 令和3年度南部町大字平財産区特別会計予算 |
| 第 13 | 議案第14号 | 令和3年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計予算 |
| 第 14 | 議案第15号 | 令和3年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計予算 |
| 第 15 | 議案第16号 | 令和3年度南部町大平財産区特別会計予算 |
| 第 16 | 議案第17号 | 令和3年度南部町名久井岳財産区特別会計予算 |
| 第 17 | 議案第35号 | 令和2年度南部町一般会計補正予算（第11号） |
| 第 18 | 議案第36号 | 令和2年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第2号） |
| 第 19 | 議案第37号 | 令和2年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算（第1号） |
| 第 20 | 議案第38号 | 令和2年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第5号） |
| 第 21 | 議案第39号 | 令和2年度南部町介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| 第 22 | 議案第40号 | 令和2年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） |
| 第 23 | 議案第41号 | 令和2年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 第 24 | 議案第42号 | 令和2年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号） |
| 第 25 | 常任委員会報告 | |

第 26 委員会の閉会中の継続調査の件

追加第 1 町長追加提出議案提案理由の説明

追加第 2 議案第43号 南部町教育委員会委員の任命について

追加第 3 議案第44号 南部町固定資産評価審査委員会委員の選任について

追加第 4 議案第45号 南部町大字上名久井財産区管理会委員の選任について

追加第 5 議案第46号 南部町大字平財産区管理会委員の選任について

追加第 6 議案第47号 南部町大字平字下平外14字財産区管理会委員の選任について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

2 番	松 本 啓 吾 君	3 番	久 保 利 樹 君
4 番	夏 堀 嘉一郎 君	5 番	坂 本 典 男 君
6 番	滝 田 勉 君	7 番	西 野 耕太郎 君
8 番	山 田 賢 司 君	9 番	八木田 憲 司 君
10番	中 舘 文 雄 君	11番	工 藤 正 孝 君
12番	夏 堀 文 孝 君	13番	沼 畑 俊 一 君
14番	根 市 勲 君	15番	馬 場 又 彦 君
16番	川守田 稔 君		

欠席議員（1名）

1 番 工 藤 愛 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	佐々木 俊 昭 君
総 務 課 長	久保田 敏 彦 君	企画財政課長	金 野 貢 君
交流推進課長	松 原 浩 紀 君	税 務 課 長	下井田 耕 一 君
住民生活課長	岩 間 雅 之 君	健康福祉課参事	福 田 勉 君

農 林 課 参 事	東 野 成 人 君	商工観光課長	元 沢 清 則 君
建 設 課 長	松 橋 悟 君	会 計 管 理 者	野 月 正 治 君
医療センター参事	佐々木 大 君	市 場 長	馬 場 均 君
教 育 長	高 橋 力 也 君	学 務 課 参 事	中 村 貞 雄 君
社会教育課参事	佐々木 高 弘 君	農業委員会事務局長	夏 堀 勝 徳 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 参 事	中 里 司	班 長	小 林 京 子
総 括 主 査	坂 本 裕 昭		

◎開議の宣告

○議長（夏堀文孝君） これより第100回南部町議会定例会を再開します。
本日の会議を開きます。議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎議案第2号から議案第16号の委員長報告、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第1、議案第2号から日程第16、議案第17号までの令和3年度南部町各会計予算の議案16件を会議規則第37条の規定により一括議題とします。

本案については、予算特別委員会における審査が終了しておりますので、ここで委員長の報告を求めます。予算特別委員長、山田賢司君。

（予算特別委員長 山田賢司君 登壇）

○8番（山田賢司君） おはようございます。

予算特別委員会の審査結果をご報告いたします。3月5日の本会議において本委員会に審査を付託されました議案第2号から議案第17号までの令和3年度南部町各会計予算16件につきましては、9日及び10日に本委員会を開催し慎重に審査を行いました。

審査の結果ですが、議案第2号から議案第17号までの議案16件は全会一致により全て原案のとおり可決とします。

以上で予算特別委員会の報告を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 予算特別委員長の報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑は省略し討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第2号から議案第17号までの議案16件を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第2号から議案第17号までの議案16件は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第17、議案第35号「令和2年度南部町一般会計補正予算（第11号）」を議題とします。本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（金野貢君） それでは、議案書の193ページをお開き願います。

議案第35号「令和2年度南部町一般会計補正予算（第11号）」についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額から4億2,748万円を減額し、予算総額を160億2,781万2,000円とするものでございます。

198ページをお開き願います。

第2表、繰越明許費の補正でございます。まず、繰越明許費に追加する事業は、1款議会費の議会文書システム整備事業以下表記載の事業につきまして、今年度中に事業が完了しない見込みであることから、合計で2億8,152万5,000円を翌年度に繰越しし、実施するものでございます。なお、町税コンビニ収納対応推進事業、町道整備事業の一部及び小中学校空調設備設置事業につきましては、令和3年度予算にも計上しておりますが、このたびの国の第3次補正予算に対応し、本補正予算へ計上し前倒しで実施するものでございます。下段、変更する事業は2款総務費の統合庁舎建設事業で、繰り越しする額の確定に伴い金額を2億943万5,000円に変更するものでございます。

199ページをご覧ください。

第3表、債務負担行為の補正でございます。南部町包括業務以下表記載の業務につきまして、

契約に係る手続きを年度開始前に行う必要があることから債務負担行為に追加するものでございます。

200ページをお開き願います。

第4表、地方債の補正でございます。追加する地方債は、学校施設情報通信ネットワーク環境整備に伴う学校施設整備事業債を3,420万円、減収補てん債はコロナの影響により減収となった地方消費税交付金、譲与税等を補てんするため、特別の地方債として発行が許可されたもので2,500万円を追加するものでございます。下段、地方債の変更は表記載の地方債について、事業費の確定に伴い起債の限度額をそれぞれ変更するものでございます。

216、217ページをお開き願います。

歳出の主なものから説明いたします。下段、2款1項1目一般管理費は、ふるさと納税寄附金の増額に伴い、返礼品に係る経費として合わせて801万4,000円を追加するものでございます。

218、219ページをお開き願います。

下から2段目、11目情報化推進費は、委託料に基幹系システム保守業務として国の第3次補正予算に対応し、町税のコンビニ収納へ向けた経費2,337万5,000円を前倒しで計上するものでございます。下段の13目基金管理費につきましては、ふるさと納税寄附金の増額に伴い、基金積立金を2,287万2,000円追加するものでございます。

228、229ページをお開き願います。

4款1項2目保健衛生施設費は、コロナの影響により町が行う健診の申込受付について、保健推進委員による個別訪問を郵送による取りまとめへ変更したため郵券料を198万円追加。3目予防費は、新型コロナウイルスワクチン接種をスムーズに行えるよう、16歳以上の全町民を対象に事前アンケートを行うための経費として10節需用費に14万9,000円、11節役務費に188万3,000円を追加するものでございます。

230、231ページをお開き願います。

ページの中ほど、6款1項3目農業振興費の説明欄、補助金の下段でございます、農業次世代人材投資事業は、新規採択者の増員によりまして48万6,000円を追加するものでございます。

236、237ページをお開き願います。

上段、8款2項2目道路橋りょう新設改良費は、総額では2,400万円の減額となっておりますが、国の第3次補正予算に対応し、町道五日市・助川線及び福田・北山線の舗装改修工事に伴う経費9,400万円を前倒しで実施することとし追加をしてございます。

238、239ページをお開き願います。

下段の10款1項教育総務費の2目事務局費でございますが、ページめくって241ページをご覧ください。上段の設計監理業務は、同じく国の第3次補正に対応しまして、小中学校空調設備設置事業に係る設計業務を前倒しで実施することとし委託料1,343万1,000円を計上するものでございます。18節補助金の説明欄の学校給食費は、学校行事等の中止により、給食実施日が増加したことに伴いまして183万6,000円を追加するものでございます。

242、243ページをお開き願います。

中段、10款4項1目教育振興費の18節補助金は、幼稚園型一時預かり事業の利用時間が増加したことによりまして90万2,000円を追加するものでございます。

歳出の主な補正は以上でございますが、これらのほかに事業費の確定または決算見込みに基づきまして不用額の減額補正等を行っているほか、充当される特定財源につきましても所要の補正を行ってございます。

ページを戻って204、205ページをお開き願います。

歳入の主なものについて説明いたします。下段の14款2項1目総務費国庫補助金の1節総務費補助金、説明欄の1行目でございます、マイナンバー制度に対応した戸籍システムの改修に係る補助金の交付決定がありましたことから901万8,000円を追加、それから、3行目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は国からの第3次配分額の中の今年度事業に充当する671万円を計上するものでございます。なお、このコロナ交付金の第3次配分額の残りが約1億7,800万円ございますが、これにつきましては国において繰越しをしていただきまして、令和3年度で行う事業に交付をしていただいて充当するということになってございます。具体的な事業につきましては、新年度開始後に補正予算にて対応してまいります。

210、211ページをお開き願います。

下から2段目、16款2項3目債券売払収入は、保有しておりました債券の買い替え時に生じた差益額237万1,000円を計上するものでございます。その下、17款1項1目一般寄附金は、ふるさと納税寄附金がさらに2,000万円増額となる見込みであることから追加するものでございます。

212、213ページをお開き願います。

上段、18款2項基金繰入金でございますが、このたびの補正予算では、歳出において決算見込に伴う不用額または執行残の減額補正を行ったことから財源調整のため、1目財政調整基金及び2目減債基金は繰入れを全額停止、3目の公共施設整備基金は繰入金を4,616万円減額するものでございます。また、6目森林環境整備基金繰入金は659万8,000円を計上し、統合庁舎の県産木

材活用に係る経費及び森林環境整備に係る経費に充当するものでございます。

議案第35号の説明は以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第35号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第18、議案第36号「令和2年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。学務課長。

○学務課参事（中村貞雄君） 議案書の249ページをお開き願います。

議案第36号「南部町学校給食センター特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ273万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額

をそれぞれ1億8,648万7,000円とするものでございます。

議案書の258、259ページをお開きください。

初めに、歳出についてご説明いたします。1款1項2目の給食費ですが、10節需用費、賄材料費ですが273万7,000円の増とするものでございます。増の要因ですが、新型コロナウイルス感染症の影響による学校行事等中止に伴う給食提供日数の増によるものが218万3,000円、がんばる井提供に伴う差額分が37万円、ゼネラルレクラーク提供による差額分が18万4,000円となり、合わせて273万7,000円の増となるものでございます。

続いて、歳入をご説明いたします。256、257ページにお戻りください。

1款1項1目の給食費負担金ですが218万2,000円の増となるもので、要因は、歳出で申し上げました学校行事等中止に伴う給食提供日数の増によるものでございます。小学校においては7食分、中学校では6食分の増となるものでございます。続いて、2款1項1目の一般会計繰入金ですが27万2,000円の増となるものでございます。4款1項1目の雑入ですが、消費税還付金28万3,000円によるものでございます。歳入合わせて273万7,000円となるものでございます。

以上で議案第36号「令和2年度学校給食センター特別会計補正予算（第2号）」の説明を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第36号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第19、議案第37号「令和2年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課（元沢清則君） それでは、議案書の261ページをお開き願います。

議案第37号「令和2年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,775万3,000円を減額し、予算の総額を6,746万3,000円とするものでございます。

270、271ページをお開き願います。

歳出からご説明申し上げます。1款1項1目管理運営費は、当初、予算計上しておりました同施設の会計年度任用職員が任用数に満たなかったことにより1節報酬を38万円に、2節給料を735万円、3節職員手当等を245万円、4節共済費を165万円、下から2段目18節負担金補助及び交付金の退職手当組合負担金を132万円をそれぞれ減額するものでございます。10節需用費は利用者の減により消耗品費、燃料費、光熱水費、賄材料費を合わせて1,395万5,000円の減額、11節役務費のクリーニング料を95万3,000円減額するものでございます。26節公課費は、令和2年度の消費税中間申告納税分といたしまして30万5,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳入をご説明いたしますので268、269ページにお戻りください。

上段、1款1項1目農林漁業体験実習館使用料でございますが、利用者の減により780万1,000円を減額するものでございます。2款1項1目財産売払収入ですが、こちらも利用者の減により宴会やレストラン、売店の売上げである食品と売払収入を2,272万円減額するものでございます。3款1項1目一般会計繰入金ですが274万2,000円を増額し、総額を4,447万5,000円とするものでございます。これは歳入から歳出を差し引いた差額分を一般会計から繰入れするものでございます。

以上で議案第37号の説明を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。10番中舘文雄君。

○10番（中舘文雄君） 今、歳入の説明の中で、利用者減という言葉で説明ありましたが、使用料のほうでいくと、それこそ38%ぐらい減額。それから、賄いですね。収入のほうからいくと68%ですから、全体で利用率といいますか、どれぐらいとなったと見込んでました。それ、お願いします。

○議長（夏堀文孝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（元沢清則君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

令和2年度の利用者につきましては、利用者総数は3月末で約2万8,880人と推計しております。平成31年度が4万78人でしたので約28%の減少となっております。内訳といたしましては、入浴とレストラン利用が微増となる見込みですが、宴会自粛の影響で和室宴会場の利用が対前年比77%の減、人数では2,600人の減少となる見込みです。研修室・実習室の利用や宿泊者を含めました全体では約1万1,200人の減少となる見込みでございます。

以上でございます。

○議長（夏堀文孝君） ほかに質疑はありませんか。9番八木田憲司君。

○9番（八木田憲司君） ページ数は271ページの1款1項1目2節ですね、まず、非常勤職員の給与で減額しておりますけども、これは今中舘議員が質問した中での売上げ減によるものなのか、後は事情があつてこなかったのか、それと予算では1人職員減で予算化しておりますが、人数減らした中で足りているということになるんでしょうか。

○議長（夏堀文孝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（元沢清則君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

当初予算では会計年度任用職員を10名とパート職員2名の経費を計上しておりました。実際の

任用数は、会計年度任用職員、これは調理のほうも入れてでございますが、6名とパート2名の8名で運営してございます。そのため4名分の職員減による減額となりますけれども、これはコロナの影響ではございませんで、募集をかけても応募がなかったためのことでございます。

○議長（夏堀文孝君） 9番八木田憲司君。

○9番（八木田憲司君） ということは、減らしても、募集してもこないってのもあると思うんですけども、人数はそれでなんとか運営できるということになるんでしょうか。

○議長（夏堀文孝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（元沢清則君） すいません。先ほどのご質問でしたが、人数のほうはですね、今8名で運営しておりますが、後、正直のところ申しますと2名ぐらいですね、宿直もありますので2名ほど職員が増えていただければ残業等しなくても十分まわしていける人数なのですが、募集してもすぐには集まらない状況でありますので現在のところ8名で運営してございます。

○議長（夏堀文孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第37号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第37号は原案のとおり可決されました。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第20、議案第38号「令和2年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課参事(福田勉君) それでは、議案書の273ページをお開きください。

議案第38号「令和2年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額から833万1,000円を減額し、予算総額を24億20万6,000円とするものでございます。

次に276ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為の補正でございます。南部町包括業務の契約に係る手続きを年度開始前に行う必要があることから債務負担行為に追加するものでございます。

それでは歳出からご説明を申し上げます。主なものを説明いたします。

288、289ページをお開きください。

上段の5款3項1目施設管理費、健康センターの管理です。189万5,000円の減額ですが、12節委託料、17節備品購入費ですが、いずれも事業費の確定及び確定見込みにより減とするものです。下段の8款2項1目直診施設勘定繰出金の625万4,000円の減額ですが、医療センターの医療機器購入費の減に伴い27節繰出金を減とするものです。

次に歳入を説明いたします。280、281ページにお戻りください。

上段の1款1項1目一般被保険者国民健康保険税でございますが、1,033万1,000円を減額するもので、これは本年度の収入見込みによるものでございます。中段の3款1項県補助金1目保険給付費等交付金でございますが、379万4,000円を増額するもので、各交付金の交付決定及び交付見込みによるものでございます。下段の5款1項1目一般会計繰入金でございますが816万5,000円を減額するもので、各事業費や事務費等の確定及び確定見込みなどによりまして各節の一般会計からの繰入金を増額または減額するものでございます。

282、283ページを開いてください。

上段の５款２項１目財政調整基金繰入金でございますが381万4,000円を増額するもので、国保会計の収支見込みによりまして財源の不足分として財政調整基金から繰入れる額を増額するものでございます。

以上で議案第38号の説明を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。10番中舘文雄君。

○10番（中舘文雄君） ページ数は、281ページですね、１項１目の保険税について質問します。全部減額補正になってますけど、これ例えばコロナの影響で減免とかそういう手続きによって発生した金額があるのか、あったらどれくらい金額が発生しているのかお聞きします。

○議長（夏堀文孝君） 税務課長。

○税務課長（下井田耕一君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。補正額1,033万1,000円となっておりますが、その内コロナウイルスの関係の減免が353万4,000円となっております。

以上です。

○議長（夏堀文孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第38号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第21、議案第39号「令和2年度南部町介護保険特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課参事（福田勉君） 議案書の291ページをお開きください。

議案第39号「令和2年度南部町介護保険特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額から2,578万3,000円を減額し、予算総額を28億434万3,000円とするものです。

まず、歳出から説明申し上げます。主なものを説明いたします。

306、307ページをお開きください。

下段の1款3項2目認定調査等費ですが434万2,000円の減額となっております。これは要介護・要支援認定の期間延長によりまして、当初予定していた認定調査の件数が大幅に減となることが見込まれることから、11節役務費の各種手数料、主治医意見書作成手数料を減及び12節委託料の要介護・要支援認定調査業務の委託料を減としたことが主なものです。

308、309ページをお開きください。

下段の2款1項保険給付費でございますが、1目の介護サービス等諸費から、次の310、311ページの6目介護予防サービス等諸費まで、2款1項合わせまして1,904万を減額し、総額を25億7,472万6,000円とするものです。これは介護保険のサービス給付費の確定見込みによるものでございます。

312、313ページをお開きください。

3款の地域支援事業費でございますが、まず上段の1項介護予防・生活支援サービス事業費、次に下段の2項一般介護予防事業費、314、315ページをお願いします。下段の3項包括的支援事業・任意事業費、次の316、317ページをお願いします。下段の4項その他諸費まで、財源の内訳

更正を除き、いずれの目につきましても減額としております。これは各事業費の確定及び確定見込みによるものでございます。

318、319ページをお開きください。

中段の4款1項1目介護給付費準備基金積立金でございますが367万3,000円を増額し、総額を3,245万5,000円とするものです。これは介護保険特別会計の収支の決算見込によりまして、第1号被保険者の保険料の充当残額が見込まれることから、同額を介護給付費準備基金に積み立てるものでございます。

続きまして歳入を説明いたします。主なものを説明いたします。

298、299ページにお戻りください。

上段の1款1項1目第1号被保険者保険料でございますが708万円を増額するものです。これは本年度の保険料の収入見込によりまして、1節現年度分特別徴収保険料については減、2節現年度分普通徴収保険料については増とするものです。下段の3款2項国庫補助金、次の300、301ページをお開きください。上段の4款1項支払基金交付金、2段目の5款1項県負担金、3段目の2項県補助金及びその下の3項県委託金まで、本年度の交付決定または交付決定見込みによりそれぞれ増額または減額をするものです。

302、303ページをお開きください。

中段の7款1項1目一般会計繰入金でございますが、1節介護給付費繰入金から6節低所得者保険料軽減繰入金まで合わせまして924万6,000円を減額するものです。これは歳出でも説明いたしましたが、保険給付費の確定見込みをはじめ、事業の完了及び事業費、事務費等の確定見込みによりまして合わせまして924万6,000円を減額するのでございます。

以上で議案第39号の説明を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第39号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第22、議案第40号「令和2年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課参事（福田勉君） それでは、議案書の321ページをお開きください。

議案第40号「令和2年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」について説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額から1,062万4,000円を減額し、予算総額を2億5,820万6,000円とするものでございます。

まず歳出から説明いたします。主なものを説明いたします。

332、333ページをお開きください。

中段、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金でございますが933万5,000円を減額し、総額を2億2,538万6,000円とするものです。これは18節負担金補助及び交付金ですが説明欄の後期高齢者医療保険基盤安定分として事業費の決定により933万5,000円を減額するのでございます。

下段、4款1項1目保健事業費でございますが128万9,000円を減額するもので、これは事業の完了及び完了見込みによりまして7節報償費、10節需用費、17節備品購入費を合わせて128万9,000円を減額するのでございます。

続きまして歳入を説明いたします。主なものを説明いたします。

328、329ページにお戻りください。

上段、1款1項後期高齢者医療保険料でございますが、1目特別徴収保険料を746万4,000円減額し、2目普通徴収保険料を258万円増額し、合わせて488万4,000円を減額するものです。これは保険料収入額の見込みによるものでございます。その下の3款1項1目一般会計繰入金でございますが282万8,000円を減額するもので、これは保険料軽減分となる基盤安定負担金の交付決定によりまして保険基盤安定繰入金を933万6,000円減額するほか、財源の不足分として事務費繰入金を650万8,000円増額するもので合わせまして282万8,000円の減となるものでございます。

以上で議案第40号の説明を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第40号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 日程第23、議案第41号「令和2年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長(松橋悟君) 議案の335ページをお開き願います。

議案第41号「令和2年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)」についてご説明申し上げます。

第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,801万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,179万へとするものでございます。第2条は、地方債の補正でございます。

まず、歳出からご説明申し上げます。344、345ページをお開き願います。

1款1項1目施設管理費でございますが、101万2,000円を減額し3,210万9,000円とするものでございます。内容といたしましては、地方公営企業法適化事業費確定により12節委託料101万2,000円を減額するものでございます。2款1項1目公共下水道建設費でございますが2,700万円を減額し1億7,402万4,000円とするものでございます。内容といたしましては、南部処理区及びあかね処理区の公共下水道建設事業費確定による不用額として12節委託料500万円と14節工事請負費2,200万円をそれぞれ減額するものでございます。以上が歳出の説明でございます。

続きまして歳入をご説明申し上げます。342、343ページにお戻り願います。

4款1項1目一般会計繰入金でございますが2,334万2,000円を減額し1億1,543万円とするもので、総事業費の確定によるものでございます。6款1項1目雑入でございますが403万円を増額し403万1,000円とするもので、令和元年度分の消費税確定申告による還付金でございます。7款1項1目下水道事業債でございますが、第2表の地方債補正でご説明申し上げます。

338ページにお戻り願います。

第2表、地方債補正でございますが、建設事業費及び地方公営企業法適化事業費の確定により公共下水道整備事業債と公営企業会計適用債合わせて870万円を減額し7,040万円とするものでございます。

以上で議案第41号の説明を終わります。

○議長(夏堀文孝君) 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第41号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。

議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(夏堀文孝君) 日程第24、議案第42号「令和2年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)」を議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長(松橋悟君) 議案書の347ページをお開き願います。

議案第42号「令和2年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)」についてご説明申し上げます。

第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ744万円を減額し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,816万円とするものでございます。第2条は、地方債の補正でござい

ます。まず歳出からご説明申し上げます。356、357ページをお開き願います。

1款2項2目施設管理費でございしますが744万円を減額し1億178万5,000円とするものでございます。内容といたしましては、地方公営企業法適化移行事業業務と施設管理業務の委託料確定に伴う不用額により12節委託料568万7,000円を減額するものでございます。また、令和2年度分消費税中間申告納税額確定により26節公課費175万3,000円を減額するものでございます。以上が歳出の説明でございます。

続きまして歳入をご説明申し上げます。354、355ページにお戻り願います。

3款1項1目一般会計繰入金でございますが422万7,000円を減額し2億272万6,000円とするもので、総事業費の確定によるものでございます。次に、5款1項1目雑入でございますが161万3,000円を減額し88万8,000円とするもので、県道苦米地兎内線道路改良工事に伴うマンホール移設の物件移転補償費の確定によるものでございます。次に、6款1項1目農業集落排水事業国庫補助金でございますが10万円を増額し1,090万円とするもので、農業集落排水施設の機能診断等に係る農村漁村地域整備交付金の確定によるものでございます。次に、7款1項1目下水道事業債でございますが、第2表の地方債補正でご説明申し上げます。

350ページにお戻り願います。

第2表、地方債補正でございますが、地方公営企業法適化事業費の確定により、当初定めておりました公営企業会計適用債の限度額230万円から170万円を減額し60万円とするものでございます。

以上で議案第42号の説明を終わります。

○議長（夏堀文孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第42号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎常任委員会報告

○議長（夏堀文孝君） 日程第25「常任委員会報告」を議題とします。

本件はお手元に配付しております報告書のとおり常任委員長から報告がありました。

説明を省略し質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わり、常任委員会報告を終わります。

◎委員会の閉会中の継続調査

○議長（夏堀文孝君） 日程第26「委員会の閉会中の継続調査の件」を議題とします。

本件はお手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定により常任委員長から閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。委員長から申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程の追加

○議長（夏堀文孝君） お諮りします。

本日、町長から議案第43号「南部町教育委員会委員の任命について」、議案第44号「南部町固

定資産評価審査委員会委員の選任について」、議案第45号「南部町大字上名久井財産区管理委員会委員の選任について」、議案第46号「南部町大字平財産区管理委員会委員の選任について」、議案第47号「南部町大字平字下平外14字財産区管理委員会委員の選任について」の議案5件が追加提案されました。

この際、会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。

議案第43号から議案第47号までの議案5件を日程に追加し議題とすることに決定しました。

ここで会議資料配布のため暫時休憩とします。

(午前10時54分)

○議長(夏堀文孝君) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

(午前11時10分)

◎町長追加提出議案提案理由の説明

○議長(夏堀文孝君) 追加日程はお手元に配布のとおりです。

追加日程第1「町長追加提出議案提案理由の説明」を求めます。町長の登壇を求めます。町長。

(南部町長 工藤祐直君 登壇)

○町長(工藤祐直君) それでは、本日追加提案いたしました議案5件につきまして、ご説明申し上げます。

議案第43号「南部町教育委員会委員の任命について」であります。令和3年3月15日をもって任期満了となります教育委員会委員1名の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

委員として任命する方は、再任の方でありまして、住所、南部町大字斗賀字・・・・、氏名、

山田和彦氏、昭和・・・年・・・月・・・日生まれ。任命する山田氏は、優れた識見と豊富な経験を有しておられますので、適任者と認め任命いたしたく、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。なお、任期につきましては、令和３年３月16日から令和７年３月15日までの４年間であります。

次に、議案第44号「南部町固定資産評価審査委員会委員の選任について」であります。令和３年３月15日をもって任期満了となります固定資産評価審査委員会委員３名の選任について、議会の同意を求めるものであります。

委員として選任する方は、いずれも再任の方でありまして、住所、南部町大字垵渡字・・・・、氏名、佐々木豊氏、昭和・・・年・・・月・・・日生まれ。住所、南部町大字沖田面字・・・・、氏名、岩舘茂好氏、昭和・・・年・・・月・・・日生まれ。住所、南部町大字上名久井字・・・・、氏名、中村研一氏、昭和・・・年・・・月・・・日生まれ、であります。以上の３名の方は、優れた識見と豊富な経験を有しておられますので、適任者と認め選任いたしたく、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。なお、任期につきましては、令和３年３月16日から令和６年３月15日までの３年間であります。

次に、議案第45号から議案第47までは、令和３年３月31日をもって任期満了となります当町の３つの財産区の管理会委員の選任について、議会の同意を求めるものであります。

まず、議案第45号「南部町大字上名久井財産区管理会委員の選任について」であります。次の３名の方を再任するものであります。住所、南部町大字上名久井字・・・・、氏名、四戸榮二氏、昭和・・・年・・・月・・・日生まれ。同じく住所、大字上名久井字・・・・、氏名、工藤力氏、昭和・・・年・・・月・・・日生まれ。同じく住所、大字上名久井字・・・・、氏名、佐々木貞行氏、昭和・・・年・・・月・・・日生まれ、であります。

次に、議案第46号「南部町大字平財産区管理会委員の選任について」であります。次の３名は、すべて新任の方であります。住所、南部町大字平字・・・・、氏名、村井正雄氏、昭和・・・年・・・月・・・日生まれ。同じく住所、大字平字・・・・、氏名、野田寛氏、昭和・・・年・・・月・・・日生まれ。同じく住所、大字平字・・・・、氏名、橋本正志氏、昭和・・・年・・・月・・・日生まれ、であります。

次に、議案第47号「南部町大字平字下平外14字財産区管理会委員の選任について」であります。次の５名の方であります。

まずは、再任の方であります。住所、南部町大字平字・・・・、氏名、砂庭周平氏、昭和・・・年・・・月・・・日生まれ。同じく住所、大字平字・・・・、氏名、松井順一氏、昭和・・・年・・・月・・・日生まれ。同じく住所、大字平字・・・・、氏名、長根喜一氏、昭和・・・年・・・月・・・日

生まれの3名であり、新任の方は、住所、大字平字・・・・、氏名、西村勝久氏、昭和・・・年・
・月・・・日生まれ。同じく住所、大字平字・・・・、氏名、小萩沢一信氏、昭和・・・年・・・月・
・日生まれ、であります。

就任をお願いする方々は、優れた識見と豊富な経験を有しておられますので、適任者と認め選
任いたしたく、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。なお、各財産区管理会委員の任期に
つきましては、いずれも令和3年4月1日から令和7年3月31日までの4年間であります。

以上、追加提案理由の説明といたしますので、慎重審議のうえ、何卒、ご同意を賜りますよう、
よろしくお願い申し上げます。

○議長（夏堀文孝君） 町長追加提出議案提案理由の説明が終わりました。

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 追加日程第2、議案第43号「南部町教育委員会委員の任命について」を
議題とします。

本案については、会議規則第39条第2項の規定により、説明を省略したいと思います。ご異議
ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

説明を省略し、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第43号を採決します。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。

議案第43号は原案のとおり同意されました。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(夏堀文孝君) 追加日程第3、議案第44号「南部町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題とします。

本案については、会議規則第39条第2項の規定により、説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。

説明を省略し、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第44号を採決します。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(夏堀文孝君) 異議なしと認めます。

議案第44号は原案のとおり同意されました。

◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 追加日程第4、議案第45号「南部町大字上名久井財産区管理会委員の選任について」を議題とします。

本案については、会議規則第39条第2項の規定により、説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

説明を省略し、質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第45号を採決します。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第45号は原案のとおり同意されました。

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 追加日程第5、議案第46号「南部町大字平財産区管理会委員の選任について」を議題とします。

本案については、会議規則第39条第2項の規定により、説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

説明を省略し、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第46号を採決します。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第46号は原案のとおり同意されました。

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（夏堀文孝君） 追加日程第6、議案第47号「南部町大字平字下平外14字財産区管理会委員の選任について」を議題とします。

本案については、会議規則第39条第2項の規定により、説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

説明を省略し、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第47号を採決します。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（夏堀文孝君） 異議なしと認めます。

議案第47号は原案のとおり同意されました。

◎閉会の宣告

○議長（夏堀文孝君） 以上で本定例会に付議されました事件は全部終了しました。

ここで、閉会にあたり町長から発言の申し出がございますので、これを許します。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） 第100回南部町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、今月2日から本日までの日程で開会され、議員各位には何かとご多忙の中、ご出席をいただき、まことにありがとうございました。

また、各種条例案のほか、令和3年度一般会計及び各特別会計の当初予算並びに令和2年度の補正予算など、慎重審議をいただき、全議案とも原案のとおりご議決賜りましたことに対しまし

て、心から御礼申し上げます。さらには、追加で提案させていただきました人事案件につきましても、原案どおりご同意をいただき、重ねて御礼申し上げます。

審議の中で議員各位からいただきました貴重なご意見、ご提言には十分留意いたしまして、今後の行政運営に役立ててまいりたいと考えております。

東日本大震災の発生から、昨日で10年の月日が経過しました。改めまして、犠牲者の御霊に哀悼の意を表しますとともに、いまだに避難生活を続けておられる四万一千人の方々はもとより、全ての被災者の皆さまに心の復興に向けた切れ目のない支援が届けられ、一日も早く心から安らげる日が訪れますことをお祈り申し上げるものであります。

先月13日には、宮城県と福島県で震度6強を観測する、震災の余震と推定される強い地震が発生し、震災時の記憶を呼び起こされた方々もおられたものと思います。

また、近年の自然災害の多発化、被害の激甚化は、災害の記憶の風化を防止する一方で、常に備える態勢が求められているところであり、当町では地域防災計画に基づく災害対応のほか、今年度内に策定する「業務継続計画」に基づき、行政資源に制約がある状況下においても災害対応業務を適切に行うこととしております。引き続き自主防災組織等、関係機関との連携の強化や、防災訓練の実施による即時対応能力の向上を図るなど、万全を期してまいりますので、議員各位、並びに町民の皆様のご指導、ご協力をお願い申し上げます。

さて、本議会の一般質問においてもお答え申し上げたところでありますが、新年度から少子化対策の強化を図るため「結婚新生活支援事業」を開始いたします。これまで、議員各位のご理解をいただきながら取り組んでまいりました「子育てにやさしいまちづくり」に、結婚に対する支援を追加することにより、若い世代に対する施策がさらに充実することから、多くの方々に当町を移住・定住先としてお選びいただくことを期待し、積極的な情報発信に努めてまいりたいと考えているところであります。

また、新年度予算に計上いたしました事業は、新型コロナウイルス対策との並走が必要であり、特にイベント等においては感染を防止するための実施方法の見直しなど、対策の徹底が求められるところであります。

さらに、一つひとつの事業を、着実に執行しながらも、ウィズコロナ、アフターコロナの時代における社会経済活動の構造変化に的確に対応することも必要でありますので、町民の皆様の声に耳を傾けながら、様々な施策を、スピード感をもって講じることで、町民の皆様の負託に職員一丸となってお応えしてまいりたいと考えております。

私のまちづくりに対する姿勢であります「常に町民のために」、「常に町民の皆様とともに」

を念頭に、新しい時代の南部町を創造するべく、これからも一生懸命に取り組んでまいる所存でありますので、議員各位におかれましては、引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

この冬は積雪も多く、非常に厳しい寒さが続きましたが、このところの日中の陽気に春の訪れを感じているところであります。そして、本議会に出席しております、福田勉健康福祉課長、佐々木大医療センター事務長、中里司議会事務局長の3人が、今月末日をもって定年退職を迎えることとなります。それぞれ37年間から40年間の長きにわたり住民奉仕の精神を堅持し、職務に精励されてきたことに、心から敬意と感謝の意をお伝えしたいと存じます。本当にお疲れさまでございました。また、ありがとうございました。

結びに、新年度が災害のない1年であり、また、新型コロナウイルスが終息に向かうことをお祈りするとともに、議員各位におかれましては、くれぐれもご自愛いただきますようお願いを申し上げます。また、本定例会の、閉会のごあいさつとさせていただきます。

まことにありがとうございました。

○議長（夏堀文孝君） 閉会にあたり、私からも一言あいさつ申し上げます。

今期定例会は、2日の開会以来11日間、議員各位におかれましては、時節柄何かとご多忙中にもかかわらずご熱心に審議を賜り、提案されました令和3年度当初予算をはじめ、条例など多くの重要案件を全て議了し、無事閉会の運びとなりましたことを議長として厚く御礼申し上げます。また、町長はじめ理事者各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審議にご協力いただき、感謝申し上げます。

本会議及び予算特別委員会において、議員各位から述べられました意見や要望事項につきましては、特に考慮を図られるとともに、その執行にあたっては適切に運用され町政発展のため一層の努力を申し上げる次第であります。

今回の定例会は、南部町の誕生とともに第1回目が開催されまして、合併15周年の節目の年に記念すべき第100回目の議会を迎えることができました。これまでの議会運営に対し、住民の方々や先輩議員、町長、職員の方々に改めて敬意と感謝を申し上げたいと思います。

これから、200回、300回と、南部町発展と南部町議会のさらなる歴史を刻んでいけますようご祈念申し上げます。

皆様におかれましては、年度末でもあり、ご多忙のことと思いますが、くれぐれも健康にはご留意され、町政の発展にご尽力賜りますことをお願い申し上げ、閉会のあいさつといたします。

まことにありがとうございました。

○議長（夏堀文孝君） これをもちまして、第100回南部町議会定例会を閉会いたします。

（午前11時31分）

地方自治法第126条の規定により下記に署名する。

南部町議会議長 夏堀文孝

署名議員 八木田憲司

署名議員 中舘文雄